

防火管理等に関する事務処理要綱

千葉市消防局

目 次

第 1	管理権原者	5
1	管理権原者とは	5
2	管理権原者の判断	7
第 2	防火管理者	8
1	防火管理を行わなければならない防火対象物	8
2	防火管理者の選任	10
3	防火管理業務の一部委託	11
4	防火管理業務の全部委託	13
5	防火管理者の重複選任	20
6	新築の工事中の建築物に係る防火管理	22
7	防火管理者の選任（解任）に係る届出	29
第 3	防災管理者	33
1	防災管理を行わなければならない防火対象物	33
2	防災管理者の選任	34
3	防災管理業務の一部委託	35
4	防災管理業務の全部委託	37
5	防災管理者の重複選任	40
6	防災管理者の選任（解任）に係る届出	40
第 4	統括防火管理者・統括防災管理者	43
1	統括防火管理者	43
2	統括防災管理者	50
第 5	講習	51
1	甲種防火管理再講習	51
2	防災管理再講習	53
3	防火管理者等の実務講習	54
4	自衛消防技術講習	55

第6	消防計画	56
1	消防計画の作成単位	56
2	消防計画に係る届出	58
3	消防計画に係る届出の指導	61
4	共同住宅等における消防計画に係る届出	63
5	消防訓練の指導等	64
第7	自衛消防組織	67
1	自衛消防活動	67
2	自衛消防組織を設置しなければならない防火対象物	68
第8	防災規制	72
1	防災防火対象物	72
2	防災対象物品	73
3	防災表示	74
4	防災処理	77
5	舞台幕	78
<別添>		
別添1	防火管理業務の委託に関する契約書（作成例）	79
別添2	防火管理業務及び防災管理業務の委託に関する契約書（作成例）	80
別添3	新築工事中の建築物等に係る消防計画の作成要領	81
別添4	新築工事中の防火管理義務対象物概要表	83
別添5	統括防火管理者に付与する権限等（作成例）	84
別添6	統括防火管理者及び統括防災管理者に付与する権限等（作成例）	85
別添7	統括防火に係る協議事項（作成例）	86
別添8	統括防火及び統括防災に係る協議事項（作成例）	88
別添9	管理権原者連名書（作成例）	90

用語例

法	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
令	消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
規則	消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
建基法	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
特定防火対象物	令別表第 1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項（9）項イ、（16）項イ、（16 の 2）項の防火対象物をいう。
非特定防火対象物	令別表第 1 に規定する特定用途以外の防火対象物をいう。
収容人員	規則第 1 条の 3 に規定する算定方法により算定した人員をいう。
単一管理権原	防火管理義務対象物又は防災管理対象物で、管理権原者が一であるものをいう。
複数管理権原	防火管理義務対象物又は防災管理対象物で、管理権原者が複数であるものをいう。
防火管理	火災、震災その他の災害等を予防するための必要な措置及びそれらの災害発生による被害を最小限に止めるための必要な措置をいう。
防災管理	法第 36 条第 1 項に規定する火災以外の災害で消防法施行令で定めるものによる被害の軽減のための必要な措置をいう。

第1 管理権原者

1 管理権原者とは

(1) 「管理」及び「権原」

「管理について権原を有する者」（以下「管理権原者」という。）のうち、「管理」とは、防火対象物又はその部分における火気の使用又は取扱いその他法令に定める防火についての管理をいい、「権原」とは、ある法律行為又は事実行為を正当ならしめる法律上の原因をいう。また、「その他法令」とは、法第8条や令第3条の2等の防火管理上必要な業務（防火管理に係る消防計画の作成、当該計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施等）に係るものをいう。

これらを踏まえると、管理権原者とは、「防火対象物又はその部分における火気の使用又は取扱いその他法令に定める防火の管理に関する事項について、法律、契約又は慣習上当然行うべき者」を指し、代表的な例としては、防火対象物の所有者、占有者等が想定される。

(2) 管理権原者の取扱い

管理権原者については、防火対象物又はその部分の所有形態、管理形態、運営形態及び契約形態等を踏まえて総合的に判断する必要がある。

なお、法第17条第1項等に規定する消防用設備等を適切に設置及び維持管理すべき「防火対象物の関係者」は、管理権原者とは別の概念であり、必ずしも同一人が該当するとは限らないことに留意する必要がある。

(3) 複合用途防火対象物における管理権原者

複合用途防火対象物については、その管理権原は複数であることが基本であり、単一となる場合は、次のいずれかの場合が考えられる。

ア 防火対象物全体としては複合用途防火対象物であるが、当該防火対象物を1人の管理権原者が使用していると認められる場合

イ 管理権原者と各賃借人との間で、以下のような取り決めがなされており、防火管理の責務を遂行するために必要な権限がすべて付与されている取り決めを契約書等の文書により確認することができる場合で、統一的な防火管理を行うことができる場合

(ア) 管理権原者が、各賃貸部分を含め防火対象物全体の防火に関する権限を有していること。

(イ) 管理権原者又は管理権原者が選任した防火管理者が、防火管理上、必要な時に防火対象物の賃貸部分等に立ち入ることができること。

(ウ) 管理権原者又は管理権原者が選任した防火管理者が、各賃借人に対する防火に係る指示権限を有していること。

(4) 建築物その他の工作物における管理権原者

法第36条に基づき防災管理者の選任を行うこと等が義務付けられている建築物その他の工作物における管理権原者についても、防火対象物における管理権原者の整理に準じるものとする。

2 管理権原者の判断

防火対象物の管理・運営形態や所有に係る形態等を踏まえたうえで、所有者や事業所等から防火管理業務、防災管理業務を行わなければならない管理権原者を判断すること。

なお、管理・運営形態別でみた場合の管理権原者は、概ね次表のとおり。

管理・運営形態	管理権原者	
	共有部分	占有部分
○所有者自身が管理する場合(防火管理業務及び防災管理業務の一部を委託する場合等を含む。) ○親会社所有の防火対象物を子会社に管理委託する場合	・防火対象物の所有者	・防火対象物等の所有者 ・所有者との賃貸借契約により入居している事業主
○所有者からビルを一括して不動産会社等が長期間借り上げて(マスターリース)、管理・運営を行うとともに、借り上げた不動産会社等が第三者に賃貸契約を結び転貸(サブリース)する場合	・防火対象物の所有者 ・ビルを一括して借りる事業主	・防火対象物等の所有者 ・ビルを一括して借りる事業主との賃貸借契約により入居している事業主
○区分所有や共有の場合	・防火対象物の所有者 ・管理組合 ※ 契約において区分所有者が組合等を設置し、その代表者にビル管理・運営に関する権限を与えている場合	・防火対象物等の所有者 ・所有者等との賃貸借契約により入居している事業主
○信託する場合(所有権が所有者から信託会社に移転の場合)	・信託会社	・信託会社との賃貸借契約により入居している事業主
○不動産証券化の場合	・信託銀行 ・特定目的会社(投資法人) ・アセットマネージャー(投資家から集めた資金を投資信託や不動産投資等によって金融資産を運用する者)等 ※ 管理運営状況で判断	・信託銀行等との賃貸借契約により入居している事業主
○指定管理者制度の場合	・地方公共団体 ・指定管理者	・地方公共団体 ・指定管理者 ※ 条例において管理等の範囲が指定されることから、その業務内容から判断
○PFI事業の場合	・地方公共団体 ・特定目的会社等 ※ 事案ごとにPFI事業契約の内容から判断	・地方公共団体 ・特定目的会社等 ※ 事案ごとに、PFI事業契約等の内容から判断

第2 防火管理者

1 防火管理を行わなければならない防火対象物

(1) 防火管理を行わなければならない防火対象物（以下「防火管理義務対象物」という。）は、防火対象物の用途及び収容人員により、下表のとおり定められている。

なお、令別表第1（16の3）項の準地下街は、準地下街を構成する大部分が建築物で、個々の建築物はその規模等により法第8条の対象として防火管理が行われることから、防火管理義務対象物から除外されている。

ア 防火管理義務対象物及び防火管理者の資格区分

用途	特定用途の防火対象物		非特定 防火対象物	特定用途の 防火対象物	非特定 防火対象物
	※1	左記以外			
建物全体の延べ面積	すべて	300㎡以上	500㎡以上	300㎡未満	500㎡未満
建物全体の収容人員	10人以上	30人以上	50人以上	30人以上	50人以上
資格区分	甲種防火管理者			甲種又は乙種防火管理者	
区分	甲種防火対象物			乙種防火対象物	

※1 政令別表第1(6)項口、(16)項イ又は(16の2)項に掲げる防火対象物（(16)項イ又は(16の2)項にあっては、(6)項口の用途に供される部分が存するものに限る。）

イ 防火管理義務対象物のテナントにおける防火管理者の資格区分

区分	甲種防火対象物のテナント						乙種防火対象物のテナント
	特定用途		非特定 用途	特定用途		非特定 用途	
テナント部分の用途	※2	左記以外			※2		左記以外
テナント部分の収容人員	10人以上	30人以上	50人以上	10人未満	30人未満	50人未満	すべて
資格区分	甲種防火管理者			甲種又は乙種防火管理者			

※2 政令別表第1(6)項口、(16)項イ又は(16の2)項に掲げる防火対象物（(16)項イ又は(16の2)項にあっては、(6)項口の用途に供される部分が存するものに限る。）の用途に供される部分

(2) 防火対象物の用途が、令別表第1のどの項に該当するかは、その使用実態等を考慮して判断するものであるが、防火対象物の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められる部分（以下「機能従属」という。）、面積規模からみなし従属していると認められる部分（以下「みなし従属」という。）等を、主たる用途に供される部分として取り扱うことがある。

この場合に、機能従属及びみなし従属部分についても、主たる用途部分の用途判定に従い収容人員を算定し、法第8条の規定に基づく防火管理義務を判断する。

【機能従属】機能的に従属している部分の認められる部分

次の①～③のすべてに該当する場合は、主たる用途に含まれる。

- ① 従属的な部分について、管理権原を有する者が主たる用途部分の管理権原を有する者と同様であること
- ② 従属的な部分の利用者が、主たる用途部分と同様であるか又は密接な関係を有すること
- ③ 従属的な部分の利用時間が、主たる用途部分とほぼ同様であること

【みなし従属】面積規模からみなし従属していると認められる部分

2以上の用途の存する防火対象物で、主たる用途以外の部分の床面積の合計が延べ面積の10%以下で、かつ、300㎡未満である部分は、主たる用途に含まれる。

ただし、主たる用途以外の部分が、令別表第1(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで、(6)項ロ及び(6)項ハ(利用者に入居させ、

※ 機能従属及びみなし従属に関する詳細は、「[消防設備等技術基準](#)」の「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い」を参照すること。

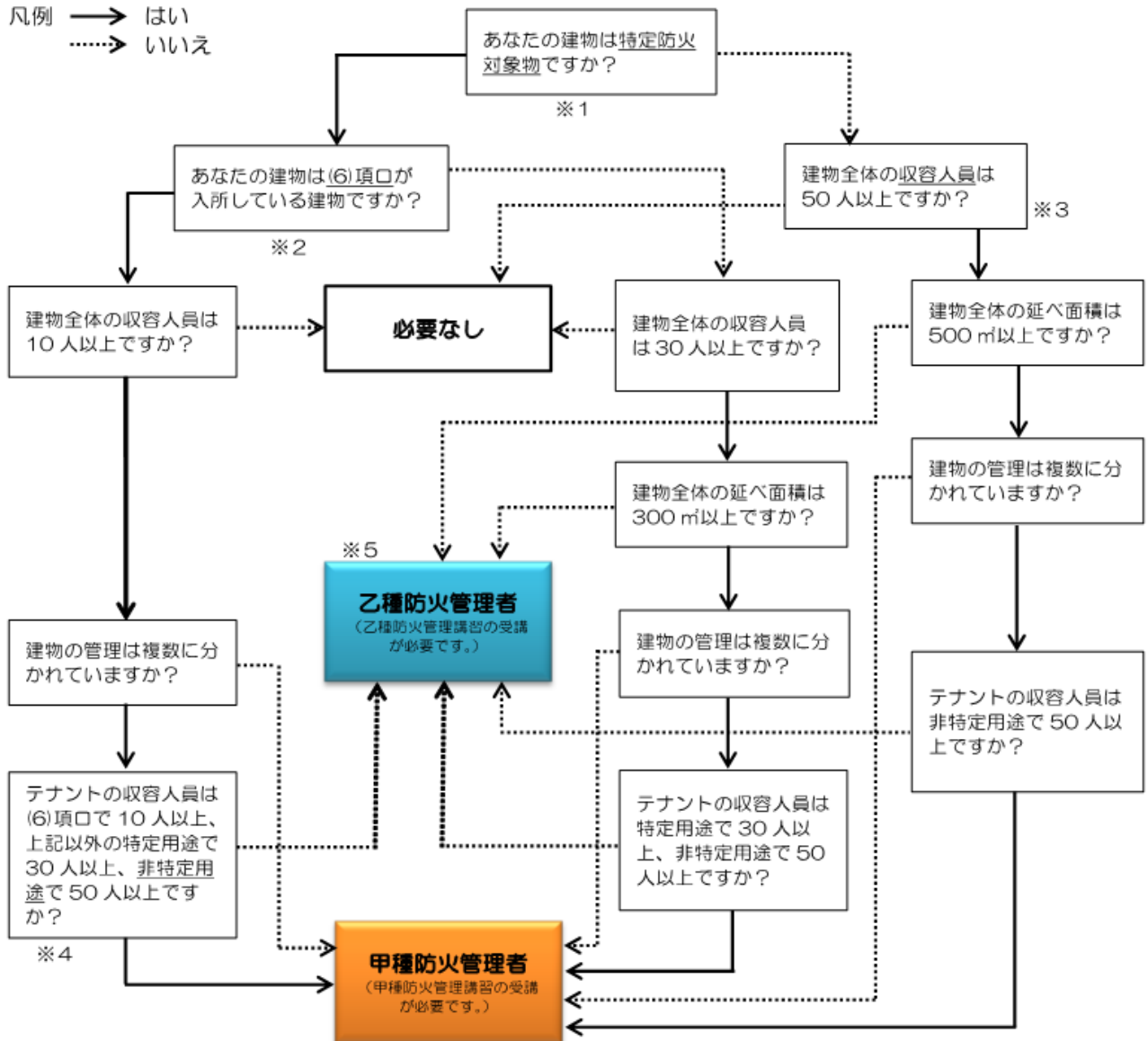
(3) 同一敷地内に、管理権原者が同一である2以上の防火対象物がある場合は、複数の防火対象物を一とみなし、収容人員の算定はそれぞれの防火対象物の用途判定に従い、規則第1条の3の算定方法によりそれぞれ収容人員を算定したうえ合算する。

合算した収容人員が、特定防火対象物にあっては30人以上(令別表第1(6)項ロ、(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物((16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物にあっては、(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)については10人以上)、非特定防火対象物にあっては50人以上となるものを防火管理義務対象物とする。

2 防火管理者の選任

防火管理者の選任は、防火対象物内の管理権原者単位で行うこと。また、令第3条に定める防火管理者の資格を有する者で、かつ、事業所の防火管理業務を適正に行うために必要な権限と実行力を有する管理・監督的立場の者を防火管理者として選任すること。

なお、防火管理者の甲種・乙種の資格区分等の判断については、次のフローチャートを参考とすること。



- ※1 特定防火対象物…不特定多数の者が出入りする用途（飲食店・店舗等）の対象物です。
- ※2 (6)項口…主として要介護状態にある者又は障害の程度が重い者が入所する対象物です。（消防法施行令別表第1）
- ※3 収容人員…従業員・床面積・椅子の数等により算出します。（消防法施行規則第1条の3）
- ※4 非特定用途…特定の者しか出入りしない用途（共同住宅・学校・事務所等）の対象物です。
- ※5 乙種防火管理者該当の場合は、甲種防火管理者の資格でも構いません。
 なお、防災管理者の選任が必要となる対象物は、甲種防火管理者の資格が必要となります。

3 防火管理業務の一部委託

(1) 基本事項

防火対象物の管理権原者が、火気使用設備器具等の点検、総合操作盤の操作、夜間の巡回警備、機械監視等について警備会社やビルメンテナンス会社等に委託し、受託側の従業員がこれらの業務にあたる場合がある。

防火管理業務の一部を委託する場合においても、上記のような業務と一体となった処理が必要となる場合があることから、普段から受託者側の従業員に対しても指揮命令系統を確立しておき、消防計画に基づいて適正に業務が推進される必要がある。

(2) 防火管理業務を一部委託する場合に消防計画に定めるべき事項

ア 規則第3条第2項よる事項

(ア) 受託者の氏名及び住所（法人にあっては、法人の名称及び所在地）

(イ) 受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法

イ 再委託がある場合は、再受託者の前ア（ア）の事項

ウ 防火管理業務の一部委託契約書等の内容をチェックできるもの

(3) 防火管理業務を一部委託する場合の防火管理者の選任

防火管理業務の一部を第三者に委託する場合であっても、必ず委託する側の者から防火管理者を選任すること。

(4) 教育担当者

ア 教育担当者とは

防火管理業務を一部委託する場合の業務内容は、防災設備監視や常駐、巡回あるいは機械警備等が考えられるが、受託者は自衛消防活動を含むこれらの防火管理業務を適切に行えなければならない。

そこで、防火管理業務の一部委託を受託する法人等は、知識、技術を有する者のうちから「教育担当者」を定め、その下で所属従業員に対する組織的、計画的な教育を行うことが望ましいことから、その旨を防火対象物の関係者に対して周知するとともに、受託者に対して口頭等で指導すること。

イ 選任指導

(ア) 教育担当者は、受託した業務に従事する者に対して指導的地位にある者とし、原則として営業所等を一の単位として指定するよう指導すること。

(イ) 受託した業務内容に応じ、次の講習修了者等を教育担当者とするよう指導すること。

【教育担当者】

- ①自衛消防業務講習修了者（追加講習を含む。）
- ②自衛消防技術講習修了者及び防火管理講習修了者
- ③市町村の消防職員で1年以上管理・監督的立場にあった者
- ④市町村の消防団員で3年以上管理・監督的立場にあった者
- ⑤防火管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習修了者

4 防火管理業務の全部委託

(1) 基本事項

防火管理の基本は、自主防火管理体制により防火管理業務を推進していくことにあるが、「防火管理上必要な業務を遂行することができない」と認められる防火対象物に限り、令第3条第2項の規定に基づき、防火管理者の業務を当該防火対象物において管理権原を有しない第三者に委託して、防火管理者を選任することができる。

なお、防火管理者業務を委託した場合においても、当該防火対象物における最終的な防火管理責任は、委託した管理権原者が負う。

(2) 委託の形態

ア 内部選任

管理権原が分かれている防火対象物において、当該防火対象物の管理権原者が、当該防火対象物の他の管理権原者に防火管理者の業務を委託し、選任することをいう。

イ 外部選任

防火対象物の管理権原者が、当該防火対象物に係る管理権原を有しない第三者に防火管理業務を委託し、当該第三者が指定する者を防火管理者として選任することをいう。

(3) 委託を認める場合の要件

次のアからカまでのすべてに該当する場合、防火管理業務の全部委託を認めることができることとする。

ア 次のいずれかに該当すること。

	種類	基準
1	共住対象物	令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物又はその部分で、共同住宅の用途に供されるもの及び複合用途防火対象物の部分で、共同住宅の用途に供されるもの
2	1号対象物	複数の防火対象物の管理権原者が同一の者である場合における当該防火対象物(規則第2条の2第1項第1号)
3	2号対象物	管理権原が分かれている防火対象物で、次に掲げる部分を有するもの(規則第2条の2第1項第2号) ① 令別表第1(6)項口、(16)項イ及び(16の2)項の用途((16)項イ及び(16の2)項にあっては、(6)項口の用途に供される部分が存するものに限る。)に供される部分で、収容人員が10人未満のもの ② 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項イ、ハ及びニ、(9)項イ、(16)項イ並びに(16の2)項の用途((16)項イ及び(16の2)項にあっては、(6)項口の用途に供される部分が存するものを除く。)に供される部分で、収容人員が30人未満のもの ③ 令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口及び(17)項の用途に供される部分で、収容人員が50人未満のもの
4	小収容人員事業所	2号対象物の部分で、上記3①から③までに掲げるもの ※ 収容人員については当該防火対象物内の管理権原者ごとに算定する。
5	小面積事業所	2号対象物で、所有者自らが主体となって防火対象物全体の施設及び設備の管理並びに防災センターを中心とした自衛消防活動体制の運営管理等が実施されているものの部分で、次のすべてに該当するもの ① 管理権原者の権限に属する部分の床面積の合計が、次のいずれかに該当するもの ・ 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ及び(16の2)項の用途に供される部分で、300㎡未満のもの ・ 令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口及び(17)項の用途に供される部分で、500㎡未満のもの ② 防火対象物の所有者等が選任した防火管理者を内部選任するもの ③ 防火対象物全体における防災センターを中心とした自衛消防活動に係る計画が消防計画等に反映されており、防火管理上必要な業務が適正に遂行できると認められるもの
6	3号対象物	特定資産に該当する防火対象物又は不動産特定共同事業契約に係る不動産に該当する防火対象物(規則第2条の2第1項第3号)

イ 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない事由

管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが、次のいずれかの事由により、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができないと認められるものであること。

ただし、共住対象物及び3号対象物については、防火管理上必要な業務が適切に遂行できないと認める事由があるものとして取り扱うことができるものとする。

また、小収容人員事業所及び小面積事業所については、原則、防火管理上必要な業務が適切に遂行できないと認める事由があるものとして取り扱うことができるものとするが、外部選任を行う場合は、次のいずれかの事由に該当するかどうかを踏まえて判断することとする。

	適切に遂行することができない事由
1	千葉市外に勤務の拠点を有していること
2	身体的事由によるもの（高齢、病気等）
3	日本語が不自由であり、防火管理上必要な業務の遂行が困難であること
4	所有者または占有者が頻繁に変わるため、防火管理者の選任が困難であること
5	従業員がいない、または極めて少ないため、防火管理者の選任が困難であること
6	その他、防火管理上必要な業務が適切に遂行できないと認める事由があること

ウ 内部選任又は外部選任の要件

(ア) 内部選任の要件

甲種防火管理者であること。

ただし、乙種防火管理者を選任することができる防火対象物の場合は、乙種防火管理者として差し支えないこととする。

(イ) 外部選任の場合

a 甲種防火管理者であること。

b 受託者は千葉市内に勤務の拠点を有し、かつ、防火管理上必要な業務が適正に遂行できるものであること。

ただし、千葉市内に勤務の拠点を有しない場合であっても、消防計画に具体的な巡回頻度や緊急連絡先等を記載し、防火管理上必要な業務が適正に遂行できると判断できるものについては、この限りでない。

(ウ) 共通事項

委託選任の対象とされる防火対象物又はその部分には、防火担当責任者（防火管理業務を補佐するもの）が指定されていること。

エ 必要な権限の付与

防火管理者の責務を遂行するために、管理権原者から次に掲げる権限が付与されていること。当該権限の付与については、契約等で行われることが想定されることから、防火管理者の選任に係る届出に、防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限の付与に関する契約書等（以下「防火管理業務の委託に関する契約書」という。）の写しを添付させること等により、防火管理者に必要な権限が付与されていることを明確にする必要があること。

なお、「防火管理業務の委託に関する契約書」については、[別添1](#)に示す作成例を参考とするよう指導すること。

1	防火管理に係る消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
2	避難施設等に置かれた物件を除去する権限
3	消火、通報及び避難訓練の実施に関する権限
4	消防用設備等の点検・整備の実施に関する権限
5	不適切な工事に対する中断、器具の使用制限及び危険物等の持ち込み制限に関する権限
6	収容人員の適正な管理に関する権限
7	防火管理業務従事者に対する指示、監督に関する権限
8	その他防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

オ 管理権原者からの文書の交付等

管理権原者から次に掲げる防火管理上必要な業務の内容を明らかにした文書（以下「防火管理に係る管理権原者からの文書」という。）を交付されており、かつ、当該内容について十分な知識を有していること。

なお、「防火管理に係る管理権原者からの文書」の写しは、規則第3条の2第2項に規定される「防火管理者の資格を証する書面」として取り扱われることから、防火管理業務を委託された防火管理者の選任に係る届出には、「防火管理講習修了証等」の写し及び「防火管理に係る管理権原者からの文書」の写しを添付する必要があること。

ただし、上記4（3）エにおける「防火管理業務の委託に関する契約書」において、次に掲げる防火管理上必要な業務の内容が明らかにされている場合については、「防火管理に係る管理権原者からの文書」を交付されたこととして取り扱い、当該「防火管理業務の委託に関する契約書」の写しを添付することにより、「防火管理に係る管理権原者からの文書」の写しの添付を省略して差し支えないこととする。

1	防火管理に係る消防計画の作成、見直し及び変更に関すること
2	避難施設等の管理に関すること
3	消火、通報及び避難訓練の実施に関すること
4	消防用設備の点検・整備の監督に関すること
5	火気の使用等危険な行為の監督に関すること
6	収容人員の適正な管理に関すること
7	防火管理業務従事者に対する指示、監督に関すること
8	その他防火管理者として行うべき業務に関すること

カ 防火管理業務を委託される防火管理者が、防火対象物の位置、構造及び設備の状況、その他次に掲げる防火管理上必要な事項について、当該防火対象物の管理権原者等から説明を受けており、かつ、当該事項について十分な知識を有していること。

1	防火管理体制及び自衛消防組織の編成等従業者の配置等に関すること
2	従業員に対する防火管理上必要な教育の状況に関すること
3	消火、通報及び避難訓練の実施状況に関すること
4	その他防火管理上必要な事項

(4) 委託に係る届出における留意事項

ア 防火管理者選任（解任）届出書の「その他必要事項」の欄に、「管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない理由」が記載されているかどうか確認するとともに、当該内容が妥当かどうか確認すること。

イ 防火管理者選任（解任）届出書に次に掲げる書類が添付されているかどうか確認すること。

なお、共住対象物において内部選任する場合については、次の（イ）及び（ウ）に掲げる書類の添付を省略することができることとする。

（ア）「防火管理講習修了証等」の写し

（イ）「防火管理業務の委託に関する契約書」の写し

（ウ）「防火管理に係る管理権原者からの文書」の写し（前（イ）の書類において、防火管理上必要な業務の内容が明らかにされている場合については、省略することができることとする。）

ウ 防火管理業務を委託される防火管理者が、防火管理上必要な業務の内容等、管理権原者から説明を受けたものについて十分な知識を有しているかどうかについて、委託に係る届出の際に口頭で確認することが望ましいこと。

エ 防火管理に係る消防計画について、内部選任する場合における届出は管理権原者ごと又は防火管理者ごとに行い、外部選任する場合における届出は管理権原者ごとに行うこととする。この場合、防火管理業務を委託されている旨を消防計画作成（変更）届出書の「その他必要事項」の欄等に記載するよう指導すること。

5 防火管理者の重複選任

(1) 基本事項

重複選任とは、単一の防火管理者を複数の防火対象物における防火管理者として選任することをいう。

ア 重複選任の要件

次の要件のいずれかに該当する場合で、防火管理上必要な業務が適切に遂行できるものは、同一の防火管理者を、2以上の防火対象物において重複選任することができることとする。

	重複選任を認める要件
1	重複選任しようとする防火管理者が千葉市内に勤務の拠点を有し、かつ、防火管理上必要な業務が適正に遂行できること。 ただし、千葉市内に勤務の拠点を有しない場合であっても、消防計画に具体的な巡回頻度や緊急連絡先等を記載し、防火管理上必要な業務が適正に遂行できると判断できるものについては、この限りでない。
2	一の防火対象物で外部選任されている防火管理者が、他の棟の防火対象物の防火管理者として外部選任される場合であること。
3	同一団地内において、一の共住対象物で内部選任されている防火管理者が、他の棟の共住対象物で外部選任される場合であること。
4	共住対象物（賃貸用に限る。）の所有者が、自らを防火管理者として選任する場合であること。
5	共住対象物に居住する者が、当該防火対象物の防火管理者として内部選任され、かつ、他の棟にある自己が所属する事業所の防火管理者として選任される場合であること。

イ 重複選任は、防火管理上必要な業務が適切に遂行できることが前提条件であることを踏まえ、次の事項について指導する。

(ア) 防火管理者は甲種防火管理者とすること

(イ) 防火対象物ごとに防火担当責任者を定めること

(ウ) 防火管理者が不在の場合に、防火担当責任者が日常的に行う業務や管理する内容を、定期的に防火管理者に報告する内部事務手続の要領を定め、消防計画内に定めること

(2) 公営住宅等

独立行政法人都市再生機構所管の共同住宅、市営住宅及び県営住宅等の公営住宅等において、防火管理者の重複選任を行う場合については、当該公営住宅等を管理している団体における管理担当者を防火管理者として選任すること。

(3) 空き教室等を利用した子どもルーム等

ア 防火管理者の選任方法

子どもルーム等における防火管理者の選任は重複選任とし、防火管理者は千葉市役所の担当課から選任して差し支えないこととする。

ただし、各区の千葉市社会福祉協議会に防火管理者の補佐役として防火担当責任者を置き、更に子どもルーム等には火元責任者を置く等、適正な防火管理を指導すること。

イ 防火管理者の選任に係る届出

防火管理者選任届出書は代表する防火対象物から子どもルーム等を管轄する消防署長宛てに提出するものとし、その他の子どもルーム等の一覧表の添付で足りるものとする。

ウ 消防計画の作成

消防計画については、それぞれの子どもルーム等の実態に応じた消防計画を作成し、届出させること。

エ 収容人員の算定

子どもルーム等の用途判定の結果、単独で(15)項として取り扱う場合で、規則第1条の3の規定により(15)項として収容人員を算定した際の人数が、実際に指導員と児童を合算した人数を下回る場合については、利用実態等を考慮し、指導員と児童を合算した人数を収容人員とした場合に依じた防火管理を行なうことが望ましいものとして指導すること。

6 新築の工事中の建築物に係る防火管理

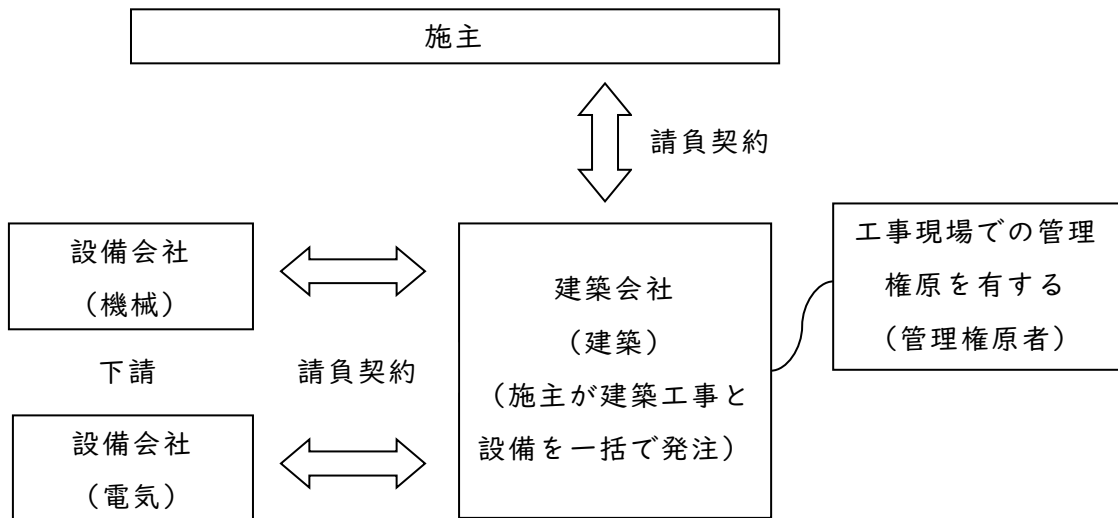
(1) 管理権原者の判定

新築工事中の建築物は、発注者に引き渡される前の状態であることから、当該新築工事中の建築物の管理権原者は、工事現場の作業管理、工事に関する物品管理等（以下「物品管理等」という。）に係る管理権原を有する受注者（建築会社等）がこれにあたるものと考えられることから、物品管理等に係る管理権原を有する者のうちから、以下に例示するような施主からの発注方式に応じて判定すること。

また、新築の工事中の建築物において、建基法に基づく仮使用の認定を受けた部分の管理権原者は、所有者、占有者等の当該部分の管理について権原を有する者とする。

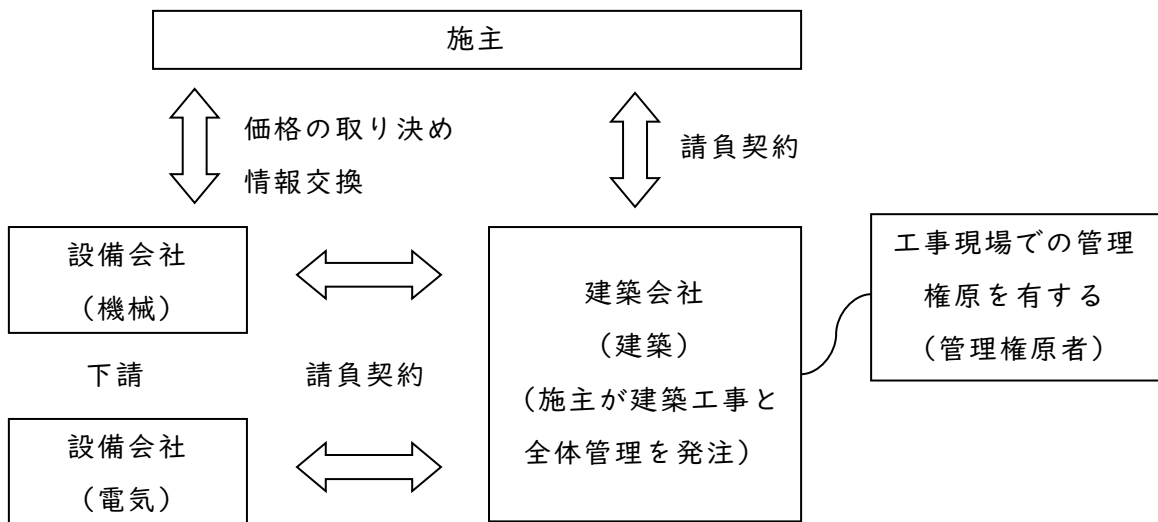
ア 一括発注方式

施主が建築と設備を一括して建築会社に発注する方法のこと。設備会社は建築会社の下請となるため、建築会社が新築の工事中の建築物の管理権原を有するものであると考えられる。



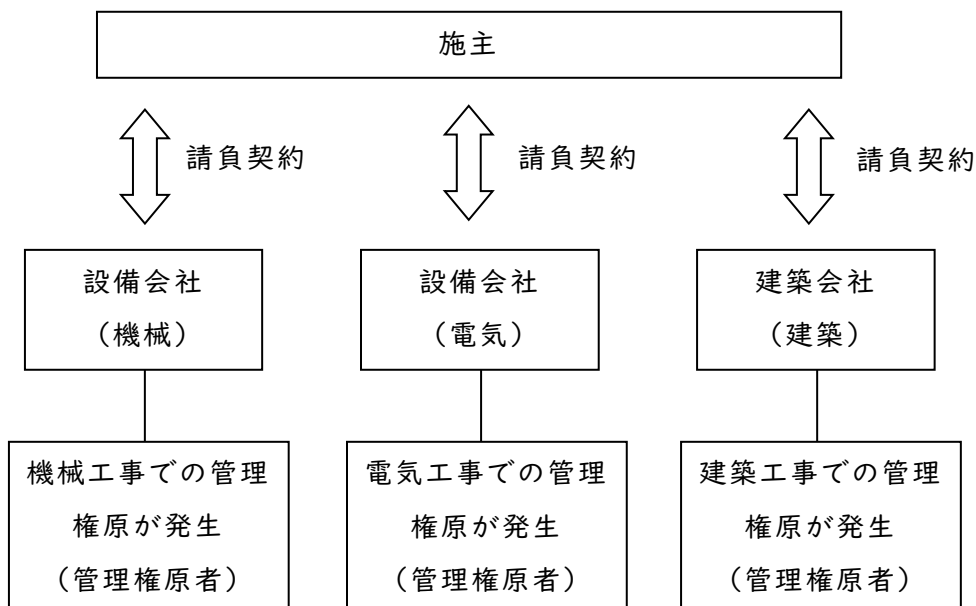
イ コストオン方式

施主が建築会社と設備会社を選定し、それぞれの工事費をとりまとめた上で、建築会社に設備工事の現場管理のための経費を加えた金額で発注を行う方式のこと。この場合、設備会社は、建築会社の下請となるため、建築会社が新築の工事中の管理権原を有するものであると考えられる。



ウ 分離発注方式

施主が建築と電気設備、機械設備を別々に発注する方式のこと。この場合、建築会社、設備会社のそれぞれが新築の工事中の建築物の管理権原を有するもの（管理権原が分かれているもの）であると考えられる。



(2) 防火管理が義務付けられる期間

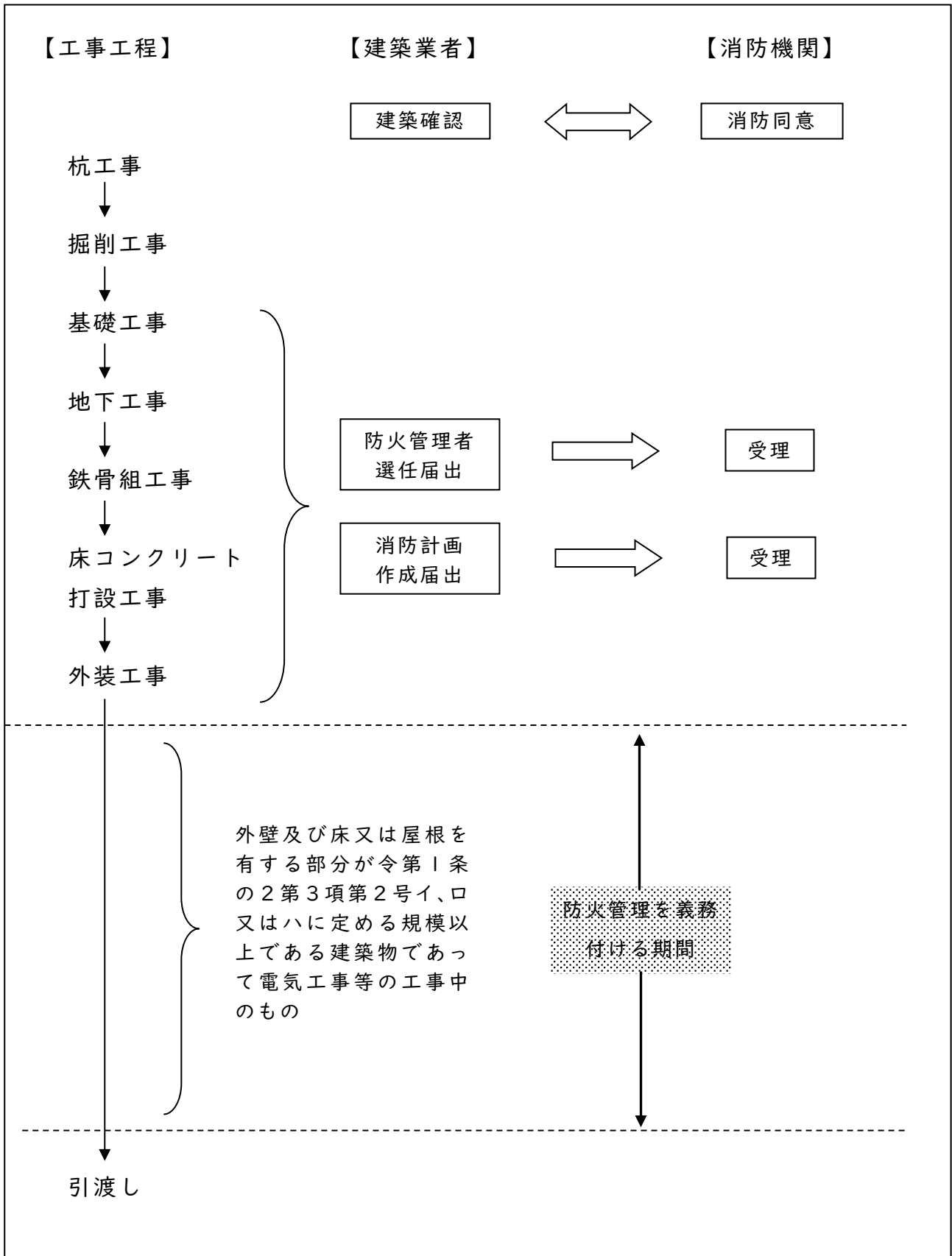
建築物内部において電気工事等（電気工事、設備工事、内装仕上工事等）が行われているもので、次のいずれかに該当するときから、発注者に引き渡されるまでの期間について、防火管理を義務付けるものとする。

ア 外壁及び床又は屋根で囲まれた部分が 11 階以上であり、かつ、当該部分の延べ面積の合計が 10,000 m²以上となったとき

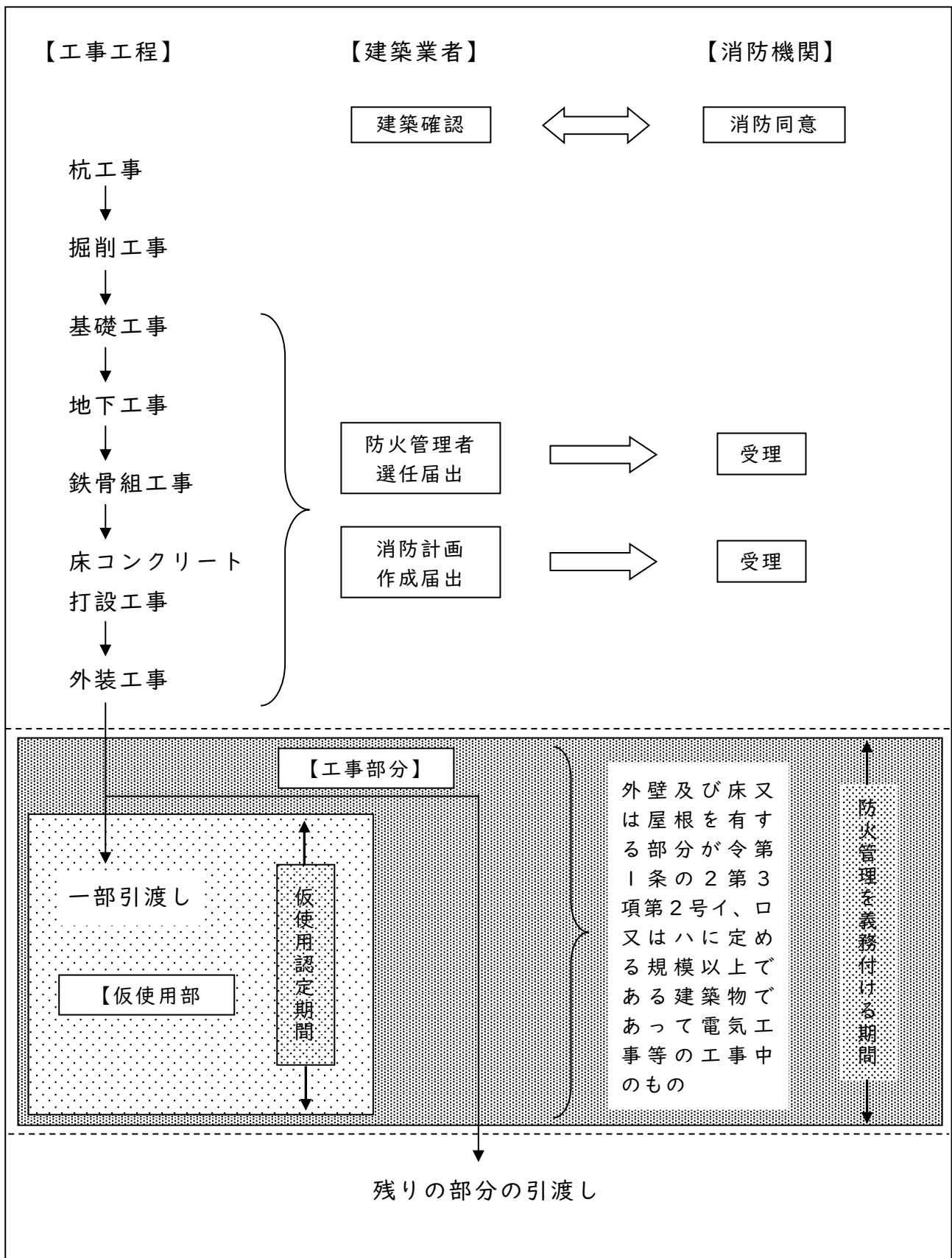
イ 外壁及び床又は屋根で囲まれた部分の延べ床面積が 50,000 m²以上となったとき

ウ 地階の外壁及び床で囲まれた部分の床面積の合計が 5,000 m²以上となったとき

(参考) 新築の工事中の建築物の工程例 (仮使用部分がない場合)



(参考) 新築の工事中の建築物の工程例 (仮使用部分がある場合)



(3) 収容人員の算定

ア 新築の工事中の建築物従業員の数により算定すること。また、「従業員の数」は、工事期間中で1日の工事従業者の数が最大となる数とすること。

イ 新築の工事中の建築物のうち、建基法に基づく仮使用の認定を受けた建築物は次に掲げる数を合算して算定すること。

(ア) 仮使用の認定を受けていない部分

従業員の数

(イ) 仮使用の認定を受けた部分

仮使用の認定を受けた部分の用途に応じ、それと同等の用途の防火対象物の収容人員の算定方法により算定した数

(4) 防火管理者の資格

当該新築工事中の防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある者であり、かつ、令第3条第1項1号イからニまでのいずれかに該当する者であること。なお、建基法に基づく仮使用の認定を受けた部分で令第3条第3項の規定によるものは、令第3条第1項第2号イ又はロに該当する者で支障ないものであること。

(5) 消防計画の作成

ア 消防計画に関する作成要領は、[別添3](#)によること。

なお、建基法に基づく仮使用の認定を受けた部分にあっては、規則第3条第1項第1号に掲げる事項について作成するとともに、仮使用の認定を受けた部分以外の部分については、必要に応じ適切に見直しを行うこと。

イ 新築の工事中の建築物が、建基法に基づく仮使用の認定の申請を行う場合には、安全計画書を提出することとされているが、当該安全計画書は消防計画と内容的に重複する事項が多いことから、重複部分については、安全計画書を消防計画の一部とみなす等関係者に過度の負担が生ずることがないように留意すること。

(6) 指導時期等

- ア 法第7条に規定する消防長の同意又は建基法第93条第4項の規定による通知等の際に申請又は通知（以下「同意等」という。）に係る関係者に対して、当該計画が防火管理の義務となる建築物である旨及び義務となる時期等の必要な事項を説明し、工事関係者に徹底するよう指導するものとする。
- イ 前アにより指導を行った場合には、その内容を千葉県消防同意等事務処理規程第5条に規定する確認申請書等審査結果書（規程様式第3号）に指示事項として記載するとともに、[別添4](#)により予防部指導課から予防部予防課宛てに情報提供し、その内容等について、予防部予防課から管轄消防署予防課宛てに情報提供するものとする。

(7) その他

- ア 分離発注方式で行われる新築工事の場合、管理権原が分かれることとなるが、同一建築物内で各種の工事が行われることとなることから、防火管理者間で十分な連携を行う等建築物全体が一体となった防火管理が行えるよう指導すること。
- イ 新築の工事中の建築物等に係る防火管理については、法第8条の2の規定は適用されないこととされているため、留意すること。

7 防火管理者の選任（解任）に係る届出

(1) 基本事項

管理権原者から提出された防火・防災管理者選任（解任）届出書の審査にあたっては、届出書に記載された管理権原者及び防火管理者の適否等を確認する。

(2) 管理権原者の審査

届出者である管理権原者が第1で示す要件を満たしていること等を踏まえた上、次表を参考として審査すること。

事業形態		防火管理者選任届出書の記載された管理権原者
営利法人	個人営業	店主
	株式会社	商業登記上の代表取締役
	有限会社	商業登記上の取締役又は複数取締役がいて会社を代表する取締役を定めている場合には代表取締役
	上記以外の営利法人 (合名、合資会社等)	代表社員
公益法人	一般の公益法人 (財団法人等)	定款、寄付行為等により代表権の指定を受けている理事 (理事長等)
	宗教法人	代表役員
	学校法人	理事長
	社会福祉法人	代表権を有する理事(理事長等)
	医療法人	理事長
その他	税務署	税務署長
	郵便局	郵便局長
	警察署	警察署長
	公立学校	校長
	公営住宅	住宅局長
	住宅供給公社	住宅供給公社理事長等
	住宅・都市整備公団	住宅・都市整備公団支社長等

(3) 防火管理者の審査

ア 防火管理者の資格

(ア) 乙種防火対象物は、甲種防火管理者又は乙種防火管理者を選任するものとする。

(イ) 甲種防火対象物は、甲種防火管理者を選任するものとする。

(ウ) 甲種防火対象物（地下街（(16の2)項）を除く。）で複数の管理権原者がいる場合において、管理権原に属する防火対象物の部分で、当該部分の収容人員が、特定用途にあっては30人未満（令別表第1（6）項ロ及び（16）項イに掲げる防火対象物（同表（16）項イに掲げる対象物にあっては、同表（6）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）については10人未満）、非特定用途にあっては50人未満については、甲種防火管理者又は乙種防火管理者とする。

ただし、防火対象物を所有する管理権原者の選任する防火管理者の資格については、甲種防火管理者とする。

イ 防火管理者の資格の確認

届出書に記載されている防火管理者の資格については、該当する根拠条文により次に掲げる資格を証明するものを確認すること。

(ア) 令第3条第1項第1号イ（甲種防火管理講習修了者）

受付担当者が修了証を確認することで足りるものとする。この場合、届出書の防火管理者としての名簿で資格を確認した旨等を明記しておくものとする。

(イ) 令第3条第1項第1号ロ（防災に関する学科等の修了者）

現在のところ、総務大臣の指定する防災に関する学科等はないため、資格を証明する書類等はない。

(ウ) 令第3条第1項第1号ハ（市町村の消防職員）

消防職員で、1年以上消防士長以上の階級にある者を充てる職にあったことを証した使用者が発行する職歴の証明とする。

ただし、千葉市消防局の消防職員で情報システム等により上記の職歴が確認できるものについては、この限りでない。

(エ) 令第3条第1項第1号ニ

a 規則第2条第1項第1号（安全管理者）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第11条第1項に規定する安全管理者選任報告の写しとする。

b 規則第2条第1項第2号

消防法第13条第1項の規定により危険物保安監督者選任届出書の写し及び甲種危険物取扱者免状の写しとする。

c 規則第2条第1項第3号

鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第22条第3項に規定する保安管理者として選任された届出の写しとする。

d 規則第2条第1項第4号

消防庁の職員、消防研究所の業務に従事する役員若しくは職員又は都道府県の消防防災主管課の職員のうち消防防災担当の者及び消防学校の教職員で、1年以上係長又は係長相当以上の職にあった旨を証した使用者が発行する職歴の証明とする。

e 規則第2条第1項第5号

警察法にいう警察官及び皇宮護衛官又はこれに準ずる警察職員（火災原因調査に携わる技官及び技術吏員）で、3年以上巡査部長以上の階級にある者をもって充てる職にあった旨を証した使用者が発行する職歴の証明とする。

f 規則第2条第1項第6号

建築主事又は一級建築士である旨を証する免状の写し及び1年以上防火管理の実務経験を有している旨を証した使用者が発行する職歴の証明とする。

ただし、建築主事若しくは一級建築士となってから後に通算で1年以上防火管理の実務経験をした場合に限られ、防火管理の実務を経験した後、建築主事等の資格を得た場合は含まれない。この場合の「防火管理の実務経験」とは、消防計画又は工事中の消防計画における工事部分の防火担当責任者、火元責任者に従事し、防火管理者の補佐として防火管理上必要な業務に従事したことをいう。法令上防火管理者を置くべき義務のない防火対象物において、事実上防火管理者としての業務に従事した場合も含まれる。

また、工事中の消防計画届出書（この場合は、施工期間、交付を受ける者の防火管理組織上の担当がわかるようにするなど。）等の写しを添付するよう指導することを妨げない。

g 規則第2条第1項第7号

消防組織法第15条の2に規定する消防団員（常勤、非常勤を問わない。）で、3年以上班長以上の階級にある者を充てる職にあったことを証した使用者が発行する職歴の証明とする。

h 規則第2条第1項第8号

防火管理制度発足以前に行われた講習の課程（昭和37年4月30日官報号外第29条において告示）を修了した旨の証明の写しとする。

（オ）令第3条第1項2号（乙種防火管理講習修了者）

受付担当者が終了証を確認することで足りるものとする。この場合、届出書の防火管理者としての名簿で資格を確認した旨等を明記しておくものとする。

ウ 防火管理者の要件の審査

防火管理者の要件の審査にあたっては、次に示すいずれかを満たしていることを確認すること。

（ア）管理権原者であること。

（イ）管理権原者の従業員で、組織上、全従業員に対し指示、命令することができる者で、概ね次の者とする。

a 大規模事業所にあつては、役員、総務担当部・課長、管理担当部・課長又は総支配人等

b 小規模事業所にあつては、社長、店長等

第3 防災管理者

1 防災管理を行わなければならない防火対象物

(1) 防災管理を行わなければならない防火対象物（以下「防災管理対象物」という。）は、法第8条第1項の防火対象物であることが前提であり、令第46条の規定により、令第4条の2の4の自衛消防組織設置防火対象物となる。

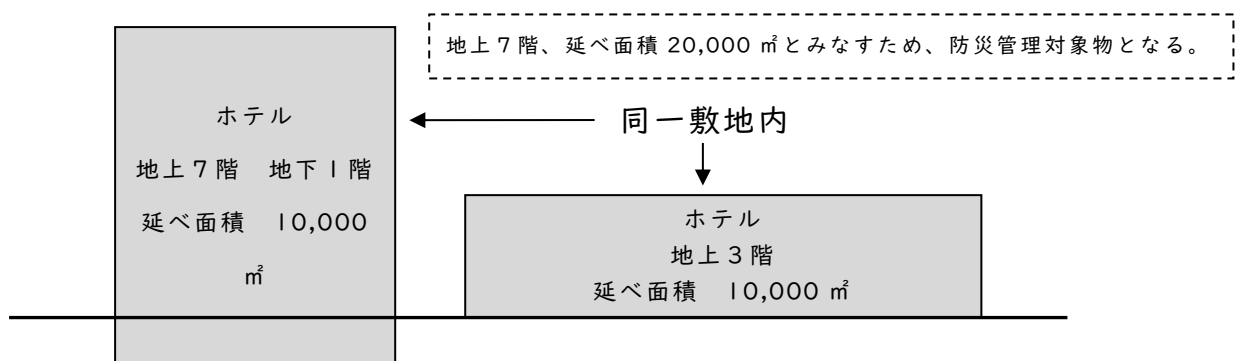
※ 令第4条の2の4第2号に掲げる防火対象物において、令第4条の2の5第1項の規定により、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の管理について権原を有する者のみが自衛消防組織を置かなければならないのに対し、防災管理の義務は、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分か否かにかかわらず、令第4条の2の4第2号に掲げる防火対象物のすべての部分の管理について権原を有する者に課される。

(2) 令第4条の2の4第2号に掲げる防火対象物であるか否かの判定にあつては、自衛消防組織設置防火対象物の用途（以下「対象用途」という。）に供される部分で、地階を含むすべての階にある床面積を合算し、また、当該部分の存する階のうち最も高い階により判定する。

(3) 令第2条の規定が適用となるため、同一敷地内の管理について権原を有する者が同一の防火対象物については、一の防火対象物とみなすこと。この場合、すべての対象用途に供される部分の面積を合算し、また、階数については、当該防火対象物のうち最も階数の高いものによること。

(4) 令第1条の2第3項第2号に規定する新築工事中の防火対象物は、令別表第1に掲げる用途が存しないため、原則として防災管理対象物に該当しないが、仮使用部分が令第4条の2の4各号に該当する場合は、前(1)から(4)までに基づき判定する。

(参考) 令第2条の規定が適用となる防災管理対象物の例



2 防災管理者の選任

(1) 基本事項

- ア 防災管理者の選任は、防火管理者と同様、管理権原者単位で行うこと。
- イ 令第 47 条に定める防災管理者の資格を有する者で、防災管理対象物において防災管理上必要な業務を適正に行うために、必要な権限と実行力を有する管理・監督的立場の者を防災管理者として選任すること。
- ウ 防災管理者は法第 36 条第 2 項の規定により、防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務を行うことから、防火管理者と防災管理者は同一の者とすること。
- エ 防災管理者として選任される者は、甲種防火管理者及び防災管理者の資格を有する者であること。

(2) その他留意事項

- ア 令第 3 条第 3 項の規定により、乙種防火管理者を防火管理者として選任することができる部分について、当該防火対象物が防災管理対象物である場合、甲種防火管理者及び防災管理者の資格を有する者を防火管理者及び防災管理者として選任しなければならない。
- イ 消防用設備等の特例を適用されている共同住宅（複合用途防火対象物内に存する共同住宅の部分を含む。）については、乙種防火管理者を選任することができるが、当該防火対象物が防災管理対象物である場合、甲種防火管理者及び防災管理者の資格を有する者を防火管理者及び防災管理者として選任しなければならない。

3 防災管理業務の一部委託

(1) 基本事項

防火対象物の管理権原者が、火気使用設備器具等の点検、総合操作盤の操作、夜間の巡回警備、機械監視等について警備会社やビルメンテナンス会社等に委託し、受託側の従業員がこれらの業務にあたる場合がある。

防災管理業務の一部を委託する場合においても、上記のような業務と一体となった処理が必要となる場合があることから、普段から受託者側の従業員に対しても指揮命令系統を確立しておき、消防計画に基づいて適正に業務が推進される必要がある。

(2) 防災管理業務を一部委託する場合に消防計画に定める事項

ア 規則第51条の8第2項による事項

(ア) 受託者の氏名及び住所（法人にあっては、法人の名称及び所在地）

(イ) 受託者の行う防災管理上必要な業務の範囲及び方法

イ 再委託がある場合は、再受託者の前ア（ア）の事項

ウ 防災管理業務の一部委託契約書等の内容をチェックできるもの。

(3) 防災管理業務を一部委託する場合の防災管理者の選任

防災管理業務の一部を第三者に委託する場合であっても、必ず委託する側の者から防災管理者を選任するものとする。

(4) 教育担当者

ア 教育担当者とは

防災管理業務を一部委託する場合の業務内容は、防災設備監視や常駐、巡回あるいは機械警備等が考えられるが、受託者は自衛消防活動を含むこれらの防災管理業務を適切に行えなければならない。

そこで、防災管理業務の一部委託を受託する法人等は、知識、技術を有する者のうちから「教育担当者」を定め、その下で所属従業員に対する組織的、計画的な教育を行うことが望ましいことから、その旨を防火対象物の関係者に対して周知するとともに、受託者に対して口頭等で指導すること。

イ 選任指導

(ア) 教育担当者は、受託した業務に従事する者に対して指導的地位にある者とし、原則として営業所、基地局を一の単位として指定するよう指導すること。

(イ) 受託した業務内容に応じ、次の講習修了者等を教育担当者とするよう指導すること。

【教育担当者】

- ①自衛消防業務講習修了者（追加講習を含む。）
- ②自衛消防技術講習修了者及び防災管理講習修了者
- ③市町村の消防職員で1年以上管理・監督的立場にあった者
- ④市町村の消防団員で3年以上管理・監督的立場にあった者
- ⑤防災管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習修了者

4 防災管理業務の全部委託

(1) 基本事項

法第 36 条第 2 項の規定により、防災管理者には、第 8 条第 1 項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務を行わせなければならないため、防災管理業務の委託は、防火管理業務の委託に準じて行う。従って、防火管理者及び防災管理者は同一の者として委託することとなる。

(2) 委託を認める場合の要件

次のアからカまでのすべてに該当する場合、防災管理業務の全部委託を認めることができることとする。

ア 必要な権限の付与

防災管理者の責務を遂行するために、管理権原者から次に掲げる権限が付与されていること。当該権限の付与については、契約等で行われることが想定されることから、防災管理者の選任に係る届出に、防火管理及び防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限の付与に関する契約書等（以下「防火管理業務及び防災管理業務の委託に関する契約書」という。）の写しを添付させること等により、防災管理者に必要な権限が付与されていることを明確にする必要があること。

なお、「防火管理業務及び防災管理業務の委託に関する契約書」については、[別添 2](#) に示す作成例を参考とするよう指導すること。

1	消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
2	避難施設等に置かれた物件を除去する権限
3	消火、通報及び避難訓練の実施に関する権限
4	避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関する権限
5	消防用設備等の点検・整備の実施に関する権限
6	不適切な工事に対する中断、器具の使用制限及び危険物等の持ち込み制限に関する権限
7	収容人員の適正な管理に関する権限
8	防火管理及び防災管理の業務に従事する者に対する指示、監督に関する権限
9	その他防火管理者及び防災管理者の責務を遂行するために必要な権限

イ 管理権原者からの文書の交付等

管理権原者から次に掲げる防火管理及び防災管理上必要な業務の内容を明らかにした文書（以下「防火管理及び防災管理に係る管理権原者からの文書」という。）を交付されており、かつ、当該内容について十分な知識を有していること。

なお、「防火管理及び防災管理に係る管理権原者からの文書」の写しは、規則第 51 条の 9 に規定される「防災管理者の資格を証する書面」として取り扱われることから、防災管理業務を委託された防災管理者の選任に係る届出には、「防災管理講習修了証等」の写し及び「防火管理及び防災管理に係る管理権原者からの文書」の写しを添付する必要があること。

ただし、上記 4（2）アにおける「防火管理業務及び防災管理業務の委託に関する契約書」において、次に掲げる防火管理及び防災管理上必要な業務の内容が明らかにされている場合については、「防火管理及び防災管理に係る管理権原者からの文書」を交付されたこととして取り扱い、当該「防火管理業務及び防災管理業務の委託に関する契約書」の写しを添付することにより、「防火管理及び防災管理に係る管理権原者からの文書」の写しの添付を省略して差し支えないこととする。

1	消防計画の作成、見直し及び変更に関すること
2	避難施設等の管理に関すること
3	消火、通報及び避難訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関すること
4	避難訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関すること
5	消防用設備の点検維持に関すること
6	火気使用に関すること
7	収容人員の適正な管理に関すること
8	防火管理及び防災管理の従事者に対する指示及び監督に関すること
9	その他防火・防災管理者として行うべき業務に関すること

ウ 防災管理業務を委託される防災管理者が防火対象物の位置、構造及び設備の状況、その他次に掲げる防火管理及び防災管理上必要な事項について、当該防火対象物の管理権原者等から説明を受けており、かつ、当該事項について十分な知識を有していること。

1	防火管理体制、防災管理体制及び自衛消防組織の編成等従業者の配置等に関すること
2	従業員に対する防火管理及び防災管理上必要な教育の状況に関すること
3	消火、通報及び避難訓練の実施状況に関すること
4	その他防火管理及び防災管理上必要な事項

(3) 委託に係る届出における留意事項

ア 防災管理者選任（解任）届出書の「その他必要事項」の欄に、「管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが防災管理上必要な業務を適切に遂行することができない理由」が記載されているかどうか確認するとともに、当該内容が妥当かどうか確認すること。

イ 防災管理者選任（解任）届出書に次に掲げる書類が添付されているかどうか確認すること。

(ア)「防災管理講習修了証等」の写し

(イ)「防火管理業務及び防災管理業務の委託に関する契約書」の写し

(ウ)「防災管理に係る管理権原者からの文書」の写し（前（イ）の書類において、防火管理及び防災管理上必要な業務の内容が明らかにされている場合については、省略することができることとする。）

ウ 防災管理業務を委託される防災管理者が、防火管理及び防災管理上必要な業務の内容等、管理権原者から説明を受けたものについて十分な知識を有しているかどうかについて、委託に係る届出の際に口頭で確認することが望ましいこと。

エ 防災管理に係る消防計画について、内部選任する場合における届出は管理権原者ごと又は防災管理者ごとに行い、外部選任する場合における届出は管理権原者ごとに行うこととする。この場合、防災管理業務を委託されている旨を消防計画作成（変更）届出書の「その他必要事項」の欄等に記載するよう指導すること。

5 防災管理者の重複選任

法第 36 条第 2 項の規定により、防災管理者には、第 8 条第 1 項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務を行わせなければならないため、防災管理者の重複選任は、防火管理の重複選任に準じて行う。従って、防火管理者及び防災管理者は同一の者として重複選任することとなる。

6 防災管理者の選任（解任）に係る届出

(1) 基本事項

管理権原者から提出された防災管理者選任（解任）届出書の審査にあたっては、届出書に記載された管理権原者及び防災管理者の適否等を確認する。

(2) 管理権原者の審査

第 2 7 (2) 参照

(3) 防災管理者の審査

ア 防災管理者の資格

(ア) 防災管理者として選任される者は甲種防火管理者及び防災管理者の資格を有する者であること。

(イ) 防災管理者は法第 36 条第 2 項の規定により、防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務を行うことから、防災管理者と防火管理者は同一の者とする事。

(ウ) 令第 3 条第 3 項の規定により乙種防火管理講習の課程を修了した者を防火管理者として選任できる部分については、当該防火対象物が防災管理対象物である場合、甲種防火管理者及び防災管理者の資格を有する者を防火管理者及び防災管理者として選任すること。

イ 防災管理者の資格の確認

届出書に記載されている防災管理者の資格については、該当する根拠条文により次に掲げる資格を証明するものを確認すること。

(ア) 令 47 条第 1 項第 1 号 (防災管理講習修了者)

防災管理講習の修了証の写しとする。

(イ) 令 47 条第 1 項第 2 号 (防災に関する学科等の修了者)

現在のところ、総務大臣の指定する防災に関する学科等はないため、資格を証明する書類はない。

(ウ) 令第 47 条第 1 項第 3 号 (市町村の消防職員)

消防職員で、1 年以上消防士長以上の階級にある者を充てる職にあったことを証した使用者が発行する職歴の証明とする。

ただし、千葉市消防局の消防職員で情報システム等により上記の職歴が確認できるものにあつては、この限りでない。

(エ) 令第 47 条第 1 項第 4 号

a 規則第 51 条の 5 第 1 項第 1 号 (安全管理者)

労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) 第 11 条第 1 項に規定する安全管理者選任報告の写しとする。

b 規則第 51 条の 5 第 1 項第 2 号 (危険物保安監督者)

消防法第 13 条第 1 項の規定により危険物保安監督者選任届出書の写し及び甲種危険物取扱者免状の写しとする。

c 規則第 51 条の 5 第 1 項第 3 号 (保安技術管理者)

鉱山保安法 (昭和 24 年法律第 70 号) 第 22 条第 3 項に規定する保安管理者として選任された届出の写しとする。

d 規則第 51 条の 5 第 1 項第 4 号 (国又は都道府県の消防事務従事職員)

消防庁の職員、消防研究所の業務に従事する役員若しくは職員又は都道府県の消防防災主管課の職員のうち消防防災担当の者及び消防学校の教職員で、1 年以上係長又は係長相当以上の職にあつた旨を証した使用者が発行する職歴の証明とする。

e 規則第 51 条の 5 第 1 項第 5 号 (警察官又は警察職員)

警察法にいう警察官及び皇宮護衛官又はこれに準ずる警察職員 (火災原因調査に携わる技官及び技術吏員) で、3 年以上巡査部長以上の階級にある者をもって充てる職にあつた旨を証した使用者が発行する職歴の証明とする。

f 規則第51条の5第1項第6号（建築主事又は一級建築士）

建築主事又は一級建築士である旨を証する免状の写し及び1年以上防火管理の実務経験を有している旨を証した使用者が発行する職歴の証明とする。

ただし、建築主事若しくは一級建築士となってから後に通算で1年以上防火管理の実務経験及び1年以上防災管理の実務経験をした場合に限られ、防火管理の実務及び防災管理の実務を経験した後、建築主事等の資格を得た場合は含まれない。

g 規則第51条の5第1項第7号（市町村の消防団員）

消防組織法第15条の2に規定する消防団員（常勤、非常勤を問わない。）で、3年以上班長以上の階級にある者を充てる職にあったことを証した使用者が発行する職歴の証明とする。

h 規則51条の5第1号の2（防災管理点検資格者）

防災管理点検資格者の免状の写しとする。

ウ 防災管理者の要件の審査

防災管理者の要件の審査にあたっては、次に示すいずれかを満たしていることを確認すること。

（ア）管理権原者であること。

（イ）管理権原者の従業員で、組織上、全従業員に対し指示、命令することができる者で、概ね次の者とする。

a 大規模事業所にあつては、役員、総務担当部・課長、管理担当部・課長又は総支配人等

b 小規模事業所にあつては、社長、店長等

第4 統括防火管理者・統括防災管理者

1 統括防火管理者

(1) 統括防火管理を行わなければならない防火対象物

統括防火管理を行わなければならない防火対象物（以下「統括防火管理義務対象物」という。）は、次のいずれかに該当する防火対象物で、管理について権原が分かれているものとする。

1	高層建築物（高さ31mを超える高層建築物）
2	地下街（令別表第1（16の2）項で消防長又は消防署長が指定するもの）
3	準地下街（令別表第1（16の3）項）
4	令別表第1（6）項口及び（16）項イに掲げる防火対象物（同表（16）項イに掲げる防火対象物にあっては、同表（6）項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）のうち、地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が10人以上のもの
5	令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項イ、ハ及びニ、（9）項イ並びに（16）項イに掲げる防火対象物（同表（16）項イに掲げる防火対象物にあっては、同表（6）項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）のうち、地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が30人以上のもの。
6	令別表第1（16）項口に掲げる防火対象物のうち、地階を除く階数が5以上で、かつ、収容人員が50人以上のもの。

(2) 統括防火管理者の責務及び権限

ア 職務の遂行

統括防火管理者は、防火対象物の全体についての消防計画に定める業務を行う場合に、必要に応じて管理権原者に指示を求め、業務を行うこと。

イ 自律的な防火管理体制の確立

統括防火管理者は、各防火管理者による防火管理業務が適正に行われていないために、自らに課せられている防火対象物全体の防火管理業務を遂行することが出来ないと認める場合には、その権限の範囲において、各防火管理者に対して必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

統括防火管理者の各防火管理者に対する指示権については、統括防火管理者が行う防火管理業務の実効性を確保するために、ひいては防火対象物における自律的な防火管理体制を構築するために必要なものであり、その指示内容については、主に次のことが想定されている。

- | |
|---|
| ① 当該防火対象物の廊下等に、避難の支障になる物件を置いてある状態を是正しようとし不在防火管理者に対し、当該物件を撤去することを指示する。 |
| ② 防火対象物の全体についての消防計画に従って実施される訓練に参加しない防火管理者に対して、訓練の参加を促すことを指示する。 |

(3) 統括防火管理者の資格を有する者であるための要件

統括防火管理者の選任に際して、令第4条に規定する資格及び規則第3条の3に規定する要件を満たす者を選任するよう適切に指導すること。

なお、規則第3条の3第2号において、管理権原者から防火管理上必要な業務について説明を受けることを規定しているが、文書の交付を受けることとしても差し支えない。

総務省令で定める要件（規則第3条の3）	
1	防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理権原者から、それぞれが有する権限のうち防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するための権原が付与されていること。
2	防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理権原者から、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の内容について説明（文書の交付等）を受けており、かつ、当該内容について十分な知識を有していること。
3	防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を行う防火対象物の管理権原者から、当該防火対象物の位置、構造、設備等防火管理上必要な説明を受けており、かつ、当該事項について十分な知識を有していること。

(4) 統括防火管理者の選任

ア 統括防火管理者の選任のための協議

防火対象物の管理権原者に対し、統括防火管理者を任意の方法で協議して定め、統括防火管理者選任(解任)届出書により届け出るよう指導すること。

また、統括防火管理者については、2以上の防火対象物において、同一の統括防火管理者を重複して選任することができるが、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務について、令第4条の2に規定する責務を果たすことができる者を選任するよう指導すること。

イ 統括防火管理者の選任方法

統括防火管理者を選任(解任)した場合の届出義務については、全ての管理権原者に課されているものである。また、統括防火管理者は任意の協議によって選任されることとなっていることから、次のいずれかの方法により選任し、必要な書類を添付した上で届出を行うよう指導すること。

(ア) 管理権原者等で構成する組織で協議し、選任する場合

	届出に必要な書類	備考
1	統括防火管理者選任(解任)届出書	届出者は、協議会の代表者(会長等)とすること。
2	統括防火管理者の資格を証明する書類(修了証等)	受付担当者が書面を確認することで足りるものとし、確認した旨を届出書の経過欄に記載すること。
3	統括防火管理者の資格を有する者であるための要件を確認できる書類	別添5 に示す作成例を参考とするよう指導すること。なお、文書が交付されていない場合は、受付時に要件について確認し、確認した旨を届出書の経過欄に記載すること。
4	統括防火に係る協議事項及び組織構成員一覧表	別添7 に示す作成例を参考とするよう指導すること。

(イ) 各管理権原者が協議し、連名書をもって選任する場合

	届出に必要な書類	備考
1	統括防火管理者選任（解任）届出書	届出者は、統括防火管理者の管理権原者又は「別紙のとおり」と記載すること。
2	統括防火管理者の資格を証明する書類（修了証等）	受付担当者が書面を確認することで足りるものとし、確認した旨を届出書の経過欄に記載すること。
3	統括防火管理者の資格を有する者であるための要件を確認できる書類	別添5 に示す作成例を参考とするよう指導すること。なお、文書が交付されていない場合は、受付時に要件について確認し、確認した旨を届出書の経過欄に記載すること。
4	統括防火管理者の選任に係る管理権原者の連名書	別添9 に示す作成例を参考とするよう指導すること。

ウ 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の外部委託

令第4条において、統括防火管理者の資格については、当該防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすものと規定されていることから、防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を外部委託している場合も、総務省令で定める要件を満たしているものについては、統括防火管理者として選任することができる。

(5) 全体についての消防計画

ア 基本事項

統括防火管理者が作成する防火対象物の全体についての消防計画については、各防火管理者で調整の上作成し、当該防火対象物の各管理権原者の確認を受けてから、次に掲げる必要な書類を添付した上で届出を行うよう指導すること。

また、統括防火管理者が作成する全体についての消防計画は、当該防火対象物の各防火管理者が作成する消防計画との整合を図る必要があることから、それぞれの消防計画で規定されている消防訓練や廊下等の共用部分の管理等の内容について、整合が図られているかどうか、必要に応じて見直すよう指導すること。

	届出に必要な書類	備考
1	全体についての消防計画作成（変更）届出書	届出者は、統括防火管理者及び協議会の代表者又は「別紙のとおり」と記載すること。
2	統括防火に係る協議事項及び組織構成員一覧表又は統括防火管理者の選任に係る管理権原者の連名書	統括防火管理者の選任と併せて届け出る場合は、添付を省略できる。
3	全体についての消防計画	受付担当者は、各管理権原者の確認を受けているか確認し、確認した旨を届出書の経過欄に記載すること。

イ 全体についての消防計画に定めるべき事項

1	防火対象物における各管理権原者の当該権原の範囲に関すること※
2	防火対象物全体についての防火管理上必要な業務の一部委託されている場合における受託者の氏名、業務の範囲等に関すること
3	消火、通報及び避難の訓練等の定期的な実施に関すること
4	廊下、階段、避難口等の避難施設の維持管理等に関すること
5	災害発生時における消火活動等に関すること
6	火災の際の消防隊に対する構造等の必要情報の提供等に関すること
7	その他必要な事項

※ 防火対象物の権原の範囲については、規則第3条第3項における運用と同じく、管理権原が分かれている防火対象物について、階段室等の共用部分等についても、所有形態、管理形態、使用形態等を総合的に考慮して、管理権原が不明となる部分が生ずることのないよう、当該管理権原の範囲を消防計画のなかで明示すること。

また、管理権原の範囲を明示する方法については、消防計画等の届出書の別添として例示する方法等によるほか、必要に応じ図面等を添付するよう指導すること。

(6) 防火対象物全体の訓練

令第4条の2第2項に基づく防火対象物の全体についての防火管理上必要な訓練（以下「防火対象物全体の訓練」という。）は、統括防火管理者の責務として実施するものであり、防火対象物の管理権原者ごとに実施する訓練とは別のものではあるが、各管理権原者の実情等を鑑み、防火対象物全体の訓練と各管理権原者で行う訓練とを合同で行うことができるものとする。

(7) その他留意事項

ア 共同住宅等については、高層の単一用途の共同住宅等で、一の消防計画を作成した場合、全体についての消防計画が作成されたものとすることができる。

イ 乙種防火対象物の統括防火管理者の選任が必要な対象物で、全体についての消防計画の中に、事業所ごとの消防計画に定めるべき事項が網羅されている場合にあっては、全体についての消防計画の届出により、事業所ごとの消防計画が届出されたものとみなす。

ウ 統括防火管理が必要な対象物で、全管理権原者が内部選任等により1人の防火管理者を選任している対象物では、防火管理者が作成した消防計画の届出により、全体についての消防計画が届出されたものとみなす。

2 統括防災管理者

(1) 統括防災管理を行わなければならない防火対象物

統括防災管理を行わなければならない防火対象物（以下「統括防災管理対象物」という。）は、防災管理者の選任が必要な対象物で管理権原の分かれているもの。

(2) 基本事項

ア 統括防災管理者に関する運用については、原則として統括防火管理者に係る運用に準じて指導すること。

イ 建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画は、防火対象物の全体についての消防計画と整合性を確保するよう指導すること。

ウ 統括防災管理者と統括防火管理者は同一の者となるよう指導すること。

(3) 統括防災管理者の選任

ア 統括防災管理者の選任については、原則として統括防火管理者に係る運用に準じて指導すること。

イ 統括防火管理者及び統括防災管理者の資格を有する者であるための要件を確認できる書類については、[別添6](#)に示す作成例を参考とするよう指導すること。

なお、文書が交付されていない場合は、受付時に要件について確認し、確認した旨を届出書の経過欄に記載すること。

ウ 統括防火及び統括防災に係る協議事項及び組織構成員一覧表については、[別添8](#)に示す作成例を参考とするよう指導すること。

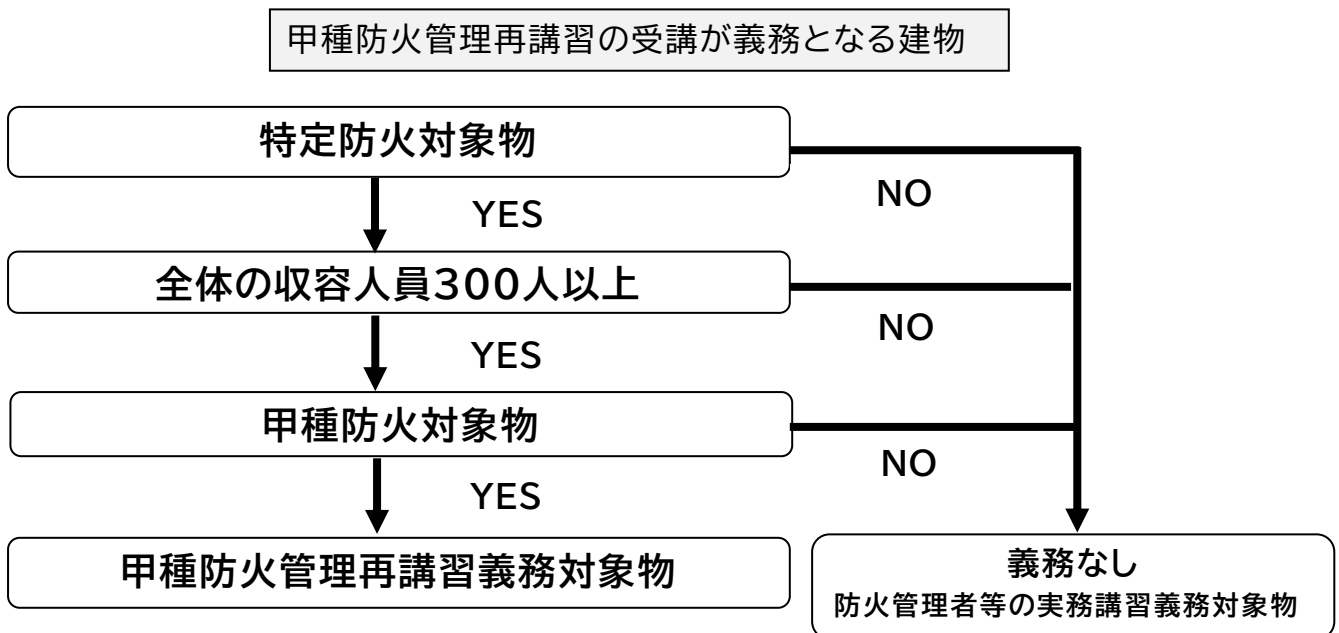
第5 講習

Ⅰ 甲種防火管理再講習

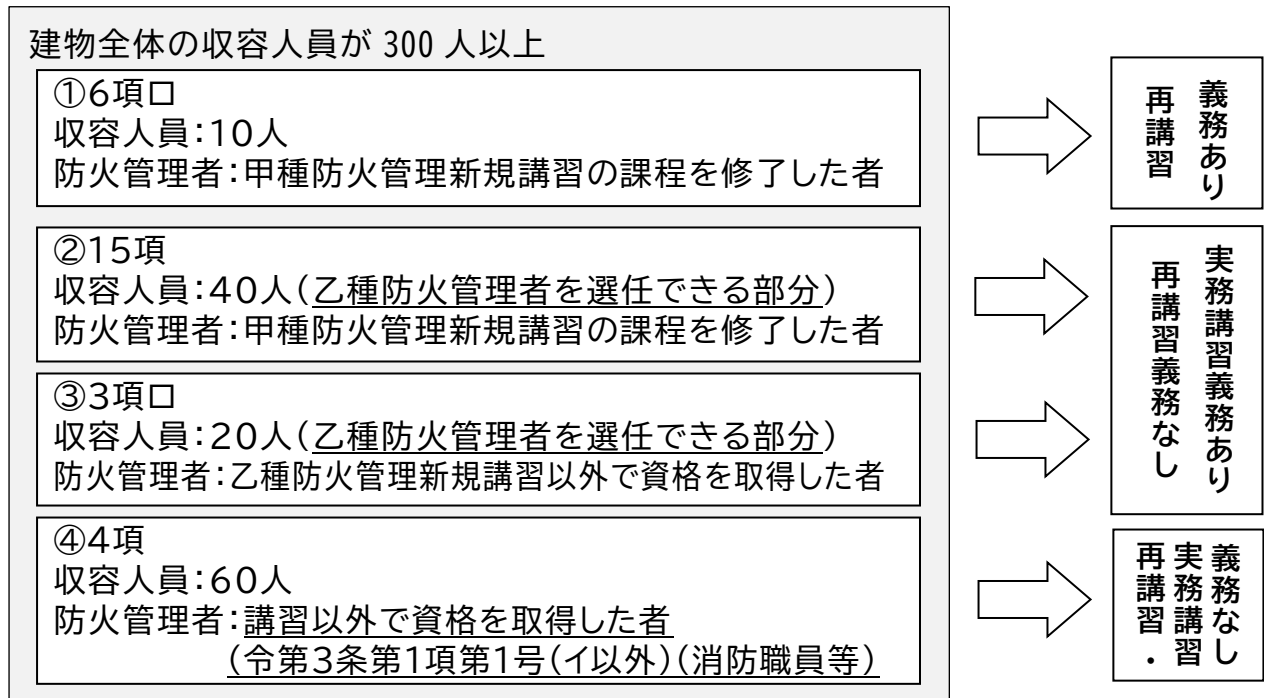
(1) 受講対象者

特定防火対象物のうち、収容人員が300人以上の甲種防火対象物の防火管理者に選任されている者で、かつ、甲種防火管理新規講習により防火管理者の資格を取得したものを対象とする。よって、講習以外の方法による資格を取得した者（令第3条第1項（イを除く。））は含まれない。

ただし、乙種防火管理者を選任できる防火対象物の部分に選任されている甲種防火管理者は除かれる。

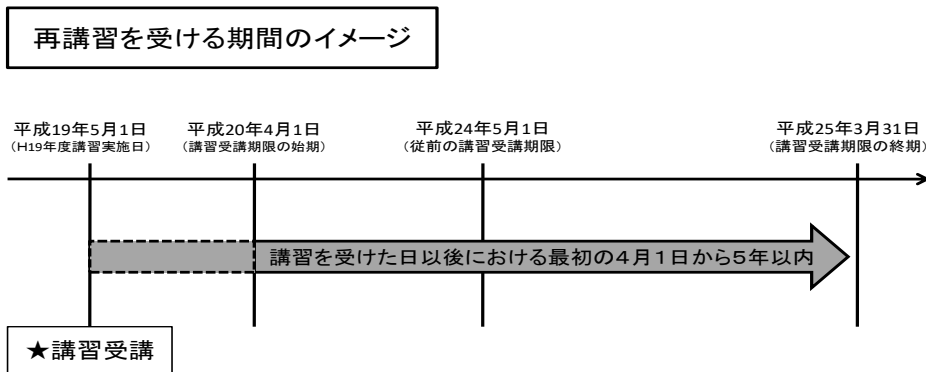


管理権原が分かれている場合の甲種防火管理再講習の対象となる防火管理者の例



(2) 受講期限

- ア 防火管理者に選任された日が甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習を修了した日から4年以上経過している場合は選任された日から1年以内
- イ 前ア以外の者は甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内



(3) 甲種防火管理再講習未受講者の取扱い

甲種防火管理再講習の受講義務がある防火管理者が、当該講習の課程を期限内に修了していない場合は、当該防火対象物に適応した防火管理者の資格を有していないこととなるため、防火管理者未選任として取り扱うこと。

2 防災管理再講習

(1) 受講対象者

防災管理者に選任されている者で、かつ防災管理新規講習（甲種防火管理新規講習と併せて行う講習を含む。）により防災管理者の資格を取得した者とする。

(2) 受講期限

ア 防災管理者に選任された日が、防災管理新規講習又は防災管理再講習を修了した以後における最初の4月1日から4年以上経過している場合は選任された日から1年以内

イ 前ア以外の者は防災管理新規講習又は防災管理再講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内

(3) 留意事項

ア 防災管理再講習未受講者の取扱い

防災管理再講習の受講義務がある防災管理者が、当該講習の課程を期限内に修了していない場合は、当該防災対象物に適応した防災管理者の資格を有していないこととなるため、防災管理者未選任として取り扱うこと。

イ 防火管理再講習の受講期限の猶予

防災管理新規講習の課程を修了した防災管理者である防火管理者の甲種防火管理再講習の課程を修了しなければならない日が最初の防災管理再講習の課程を修了しなければならない日よりも早い場合には、当該甲種防火管理再講習の受講期限に関わらず、防災管理新規講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に防災管理再講習の課程を修了すればよいものとする。

ウ 甲種防火管理講習の受講期限の猶予の適用除外

次の場合には前イの受講期限の猶予は適用されない。

(ア) 甲種防火管理再講習の受講期限を過ぎている場合

(イ) 新たに防火管理者に選任され、選任されてから1年以内に甲種防火管理再講習を受講しなければならない場合

3 防火管理者等の実務講習

(1) 受講対象者

甲種防火管理再講習に該当しない防火管理者（甲種・乙種問わず）及び法第8条の2第1項に規定されている統括防火管理者とする。

ただし、講習以外の方法により資格を取得した者（令第3条第1項（イを除く。））は含まれないものとする。

(2) 受講期限

- ア 防火管理者に選任された日が、甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習を修了日から4年以上経過している場合は選任された日から1年以内
- イ 前ア以外の者は甲種防火管理新規講習、防火管理者等の実務講習、甲種防火管理再講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内

(3) 留意事項

- ア 防火管理者等の実務講習を受講すべき防火管理者が甲種防火管理再講習を受講した場合、当該講習の受講をもって防火管理者等の実務講習を受講したものとみなすことができる。
- イ 防火管理者等の実務講習の受講期限の猶予
防災管理新規講習の課程を修了した防災管理者である防火管理者等の実務講習の課程を修了しなければならない日が最初の防災管理再講習の課程を修了しなければならない日より早い場合には、当該甲種防火管理再講習の受講期限に関わらず、防災管理新規講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に防災管理再講習の課程を修了すればよいものとする。
- ウ 甲種防火管理講習の受講期限の猶予の適用除外
次の場合には前イの受講期限の猶予は適用されない。
 - (ア) 防火管理者等の実務講習の受講期限を過ぎている場合
 - (イ) 新たに防火管理者に選任され、選任されてから1年以内に防火管理者等の実務講習を受講しなければならない場合

4 自衛消防技術講習

(1) 受講義務対象物及び受講必要人数

次表の対象物用途に勤務する者で自衛消防隊の長及び本部隊の班長となる者は5年ごとに本講習を受講しなければならない。

ただし法第8条の2の5及び令第4条の2の8の規定に基づく自衛消防業務講習受講義務のある者を除く。

対象物用途 (消防法施行令別表第一による)	対象物面積 (㎡) その他の条件	自衛消防隊の編成に必要な人数 (次の算定基準に6人を加えた人数)
2項 (収容人員が300人以上)	左記の用途で延べ面積 3,000㎡以上	収容人員300人までごとに 1人
3項 (収容人員が300人以上)		延べ面積3,000㎡ごとに1 人
5項イ		
4項	左記用途で延べ面積5,000 ㎡以上	延べ面積5,000㎡までごと に1人
12項		
1項	左記の用途で延べ面積 10,000㎡以上又は収容人員 2,000人以上	収容人員2,000人(屋外に 設けられた観覧場は5,000 人)までごとに1人
6項イ (収容人員500人以上)	左記の用途で10,000㎡以 上	収容人員500人までごとに 1人
13項イ		延べ面積10,000㎡ごとに1 人
15項		延べ面積10,000㎡ごとに1 人

第6 消防計画

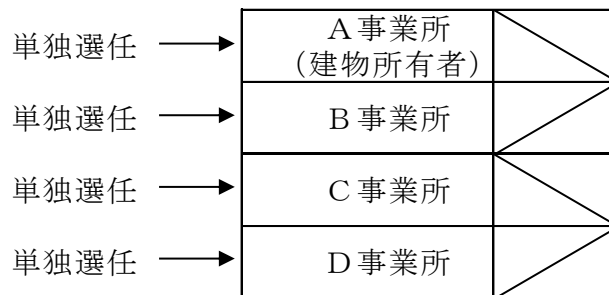
1 消防計画の作成単位

消防計画は、防火管理者の選任形態に応じて作成するよう指導すること。また、防災管理者の選任が必要な場合も同様の作成単位とする。

なお、作成単位の区別を図に示すと次のようになる。

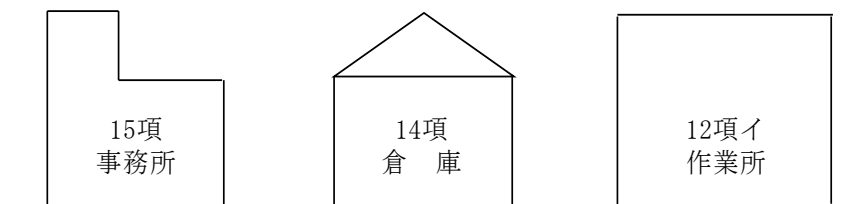
(1) 基本事項

ア 各管理権原者がそれぞれ単独で防火管理者を選任している場合、管理権原者ごとに消防計画を作成することを基本とする。



イ 令第2条に該当する場合、一括して一の消防計画を作成することを基本とする。

敷地所有者及び建物所有者：A
(同一敷地内)

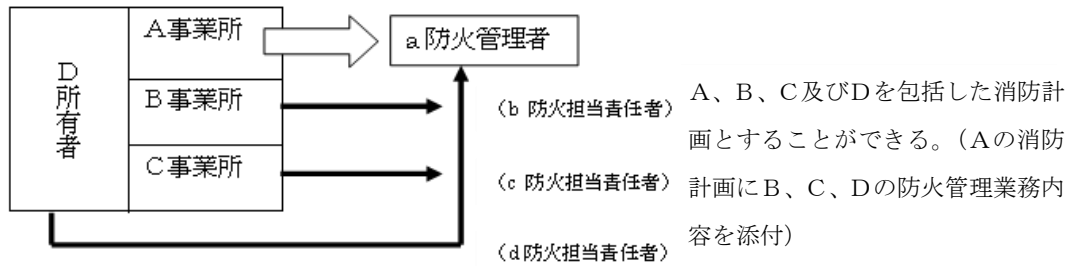


※ 令第2条の取扱い

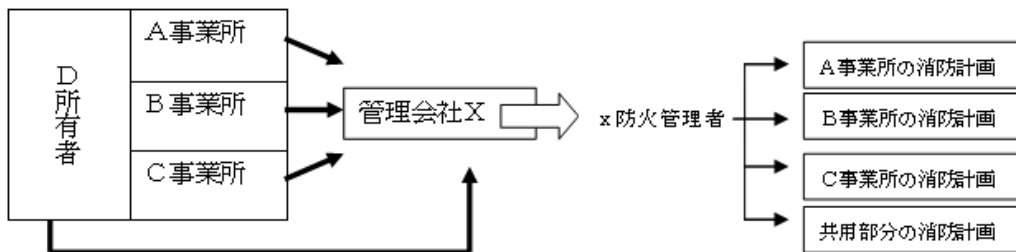
令第2条は、令別表第1に定める2以上の防火対象物が同一敷地内にあり、当該防火対象物の管理権原者が同一である場合は、法第8条第1項で示す防火管理者の選任、消防計画に作成について、一の防火対象物として取り扱う。

(2) 前(1)以外の場合

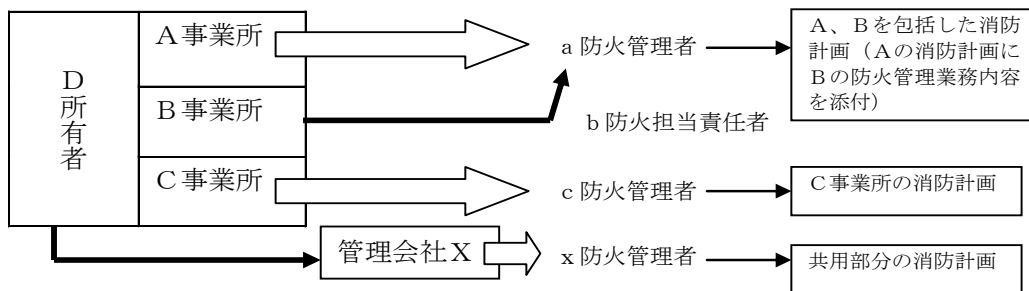
ア 各管理権原者が1人の防火管理者を内部選任で選任している場合



イ 各管理権原者が1人の防火管理者を外部選任で選任している場合



ウ 選任形態が混在している場合



2 消防計画に係る届出

(1) 基本事項

- ア 消防計画は、防火管理者又は防災管理者の選任単位ごとに作成するよう指導すること。
- イ 防災管理者の選任が必要な場合、防災管理者は、防災管理業務と防火管理業務を一体として行うこととされていることから、防火管理に係る消防計画と防災管理に係る消防計画は一体となった消防計画として作成するよう指導すること。
- ウ 消防計画は、単に形式にとらわれず具体的に誰でも理解でき、火災や地震等の各種災害が発生した場合、組織全体が真にその計画に基づいて活動できるよう防火対象物の実態を把握して、その実態にあったものとするよう指導すること。
- エ 消防計画の内容は防火対象物の使用状況、自衛消防訓練の結果等に応じて、常に見直しを行うよう指導すること。
- オ 危険物製造所等がある防火対象物の消防計画は、当該施設に係る事項を包含して作成するよう指導すること。
- カ 統括防火管理義務対象物又は統括防災管理対象物における各事業所の消防計画は、協議事項に定められた事項との整合性を図り、作成又は変更するよう指導すること。

(2) 防火管理に係る消防計画に定める事項

防火管理に係る消防計画に定める事項は、次のとおりである。

規則第3条第1項第1号	
1	自衛消防組織に関すること
2	防火対象物について火災予防上の自主検査に関すること
3	消防用設備又は特殊消防用設備等の点検及び整備に関すること
4	避難施設の維持管理及びその案内に関すること
5	防火上の構造の維持管理に関すること
6	収容人員の適正化に関すること
7	防火上必要な教育に関すること※1
8	消火、通報及び避難の訓練に関すること
9	火災、地震その他の災害の発生時における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること※1
10	防火管理について消防機関との連絡に関すること
11	工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会その他火気の使用又は取扱いの監督に関すること
規則第3条第2項（防火管理業務の一部委託を行っている場合）	
防火管理業務の一部委託に関すること（受託者の氏名及び住所、受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法）	
規則第3条第3項（管理権原が分かれている場合）	
管理権原の範囲に関すること	
規則第3条第8項（当該項に該当する場合）※2	
1	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること
2	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練の実施に関すること
3	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること
規則第4条の2の10第1項（自衛消防組織設置防火対象物）	
1	火災の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関すること
2	自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練に関すること
条例第42条の5（条例規定により自衛消防組織を設置しなければならない防火対象物）	
自衛消防組織に関すること	

※1 自走式駐車場が存する防火対象物については、以下の事項が具体的に記載されているか確認し、記載されていない場合は追記するよう指導すること。

- (1) 駐車場部分の自動火災報知設備が作動した場合は、迅速に受信機を確認できる監視体制について確認すること。
- (2) 現場確認時に火煙を確認した時点で、現場確認者が迅速に119番通報し、駐車場で車が燃えていることを確実に伝えること。
- (3) 移動式粉末消火設備等の位置を確認するとともに、当該設備を使用した初期消火の要領を教育すること。
- (4) 駐車場の利用者に対し、避難誘導を行うとともに、駐車場内への進入を制止すること。

※2 令和4年9月30日に本市が「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されたことに伴い、規則第3条第8項の規定に該当する防火対象物は、当該項に規定する事項を消防計画に定めなければならない。

なお、本地域の指定に伴う対応の詳細については、[令和4年12月9日付け4消予第1016号「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定に伴う対応について」](#)を参照すること。

(3) 防災管理に係る消防計画に定める事項

防災管理に係る消防計画に定める事項は、次のとおりである。

規則第51条の8第1項第1号	
1	自衛消防の組織に関する事
2	避難施設の維持管理及びその案内に関する事
3	収容人員の適正化に関する事
4	防災管理に必要な教育に関する事
5	避難の訓練その他防災管理に必要な訓練の実施に関する事※
6	防災管理について消防機関との連絡に関する事
7	訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画の内容の検証及び検証結果に基づく当該計画の見直しに関する事
規則第51条の8第1項第2号	
1	地震発生時における被害の想定、対策に関する事
2	地震による被害の軽減のための自主検査に関する事
3	地震による被害の軽減のために必要な設備及び資器材の点検整備に関する事
4	地震発生時における備えつけられた物品の落下、転落防止の対策に関する事
5	地震による被害の軽減のための応急措置に関する事
6	その他被害の軽減に必要な事項
規則第51条の8第1項第3号	
1	地震以外の防災管理を要する災害発生時における通報連絡、避難誘導に関する事
2	地震以外の防災管理を要する災害による被害の軽減に関し必要な事項
規則第51条の8第2項（読替え後の規則第3条第2項）（防災管理業務の一部委託を行っている場合）	
防災管理業務の一部委託に関する事（受託者の氏名及び住所、防災管理業務の範囲及び方法）	
規則第51条の8第2項（読替え後の規則第3条第3項）	
管理権原の範囲に関する事	
規則第51条の10	
1	関係機関への通報、在館者の避難誘導、その他火災以外の災害の被害の軽減に必要な事項
2	自衛消防組織要員に対する教育及び訓練に関する事
3	自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関する事（複数の管理権原者が共同で自衛消防組織を設置する場合）
4	自衛消防組織の統括管理者の選任に関する事（複数の管理権原者が共同で自衛消防組織を設置する場合）
5	自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関する事（複数の管理権原者が共同で自衛消防組織を設置する場合）

※ 避難の訓練その他防災管理に必要な訓練の実施については防火管理者の行う訓練とは原則別に行うべきであるが、事業所の実情に応じて、当該訓練を同日に実施することや、同時に行うこととしても差し支えない。

3 消防計画に係る届出の指導

(1) 作成届出の指導

次に該当する場合、管理権原者及び防火、防災管理者に届出をさせる。

ア 新規に防火管理義務対象物又は防災管理対象物となった場合とする。

イ 防火管理者、防災管理者又は管理権原者が変更された場合とする。

ただし、以下の例による場合は、管理権原者が変更されたものとはみなさないこととする（届出の必要なし）。

1	当該法人を代表する者が人事異動等で変更となった場合
2	当該法人が株式交換、吸収分割又は合併により、その規模、組織等を変更した場合で、当該法人が存続会社等（株式交換により完全親会社となる株式会社、分割により営業を承継する会社又は合併後存続する会社をいう。）となる場合

(2) 変更届出の指導

次のいずれかに該当する場合、管理権原者及び防火、防災管理者に消防計画を変更し、届出するよう指導すること。

ア 防火管理に係る消防計画

(ア) 自衛消防隊の編成の変更、組織の長の変更等自衛消防組織に関する事項の大幅な変更

(イ) 防火対象物の用途の変更、増築、改築及び模様替え等による消防用設備等の点検及び整備に関する事項の変更、避難施設の維持管理に関する事項の変更並びに防火上の構造の維持管理に関する事項の変更

(ウ) 防火管理業務の一部委託した場合及び次に掲げる内容の変更

a 受託者の氏名及び住所

b 受託方式

c 受託者の行う防火管理業務の範囲

d 受託者の行う防火管理業務の方法

(エ) 自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項を変更した場合

(オ) その他消防署長が必要と認める事項

イ 防災管理に係る消防計画

- (ア) 自衛消防隊の編成の変更、組織の長の変更等、自衛消防組織に関する事項の大幅な変更
- (イ) 防災管理対象物の用途の変更、増築、改築及び模様替え等による消防用設備等の点検及び整備に関する事項の変更、避難施設の維持管理に関する事項の変更並びに防火上の構造の維持管理に関する事項の変更
- (ウ) 防火管理業務、防災管理業務の一部委託した場合及び次に掲げる内容の変更
 - a 受託者の氏名及び住所
 - b 受託方式
 - c 受託者の行う防火管理業務の範囲
 - d 受託者の行う防火管理業務の方法
- (エ) 自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項を変更した場合
- (オ) その他消防署長が必要と認める事項

(3) 届出の形態

ア 作成した消防計画は、消防計画作成（変更）届出書により、管理権原者及び防火・防災管理者の連名で届出させること。

イ 管理権原者又は防火管理者が変更となった場合で、かつ、消防計画の内容に変更がない場合は、届出書のみとすることができる。

なお、この場合は、届出書の「その他必要な事項」の欄に「管理権原者の変更」又は「防火管理者の変更」と明記させること。

ウ 前(2)イ(ウ)に該当する場合の届出は、届出書に変更した部分だけを添付したものとするすることができる。

なお、この場合、届出書の「防火対象物の用途その他必要な事項」の欄にその旨を明記させること。

4 共同住宅等における消防計画に係る届出

(1) 基本事項

適用の範囲は、主要構造部が耐火構造の共同住宅のうち、次の形態を有する施設以外のものとする。

ア 高齢者等が入居するシルバーマンション、サービス付き高齢者向け住宅等の施設

イ 住戸を週単位等極めて短期間の賃貸に供するウィークリーマンション等の施設

ウ 観光地等に存し、住戸の多くが通年居住されず多数の者の宿泊に使用されるリゾートマンション等の施設

(2) 消防計画に定める事項

共同住宅等については、住戸間の区画化及び開口部規制等により延焼拡大の危険性が少ないこと等から、次の内容とする。

ア 必ず定めなければならない事項

1	防火管理者又は防災管理者の業務について
2	居住者が行う防火管理又は防災管理に関する事
3	火災が発生した場合の行動について
4	地震時の行動に関する事
5	大規模テロ発生時の行動に関する事（防災管理が該当する場合）
6	訓練に関する事
7	消防用設備の点検及び報告について
8	防火管理業務、防災管理業務の一部委託に関する事（業務の一部を委託している場合）
9	防火管理者又は防災管理者の業務委託に関する事（業務を委託している場合）

イ 該当する場合に、定めるべき事項

1	防火管理業務、防災管理業務の一部委託に関する事（業務の一部を委託している場合）
2	防火管理者又は防災管理者の業務委託に関する事（業務を委託している場合）

5 消防訓練の指導等

(1) 消防訓練の基本

消火、通報及び避難の訓練の実施については、消防計画に基づき定期に実施しなければならないものであるが、その実施にあたっての主眼は、火災等の発災時における初動対応を定めた消防計画の実効性の確保にあることに留意すること。

(2) 消防訓練の指導

ア 消防訓練実施届出書受付時の留意事項

消防訓練の届出は、千葉市火災予防条例第 43 条の 2 第 1 項において「実施の 3 日前」までに行う必要があるが、事前に届出を求める本来の趣旨は、消防職員が消防訓練の実施計画を前もって把握し、必要に応じて訓練方法や内容の改善指導を行うことにあることに留意し、受付時には届出の形式的要件の確認だけでなく、実施される訓練の内容を十分に確認した上で、適切な訓練が実施されるよう指導すること。

イ 立ち会い依頼時の対応

当該防火対象物の関係者等から立ち会いの依頼があった場合は、消防の目的を遂行する観点から、警防体制等に支障がない範囲で協力すること。

ウ 訓練種別毎の指導時の留意事項

消火、通報及び避難訓練の実施内容等を指導する場合は、次表を参考とすること。

消火訓練	<p>① 消火器による訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練用水消火器を活用した実技訓練 ・ 消火器の効能や使用方法 ・ 初期消火ができる範囲 ・ 実装の消火器と訓練用水消火器の違い ・ 災害時における奏功事例、不奏功事例 <p>② 消火器以外による訓練</p> <p>特に、屋内消火栓設備を使用した消火訓練については、災害時において関係者等が使用する消火設備としての認識が低いことから、次の事項を中心に適宜指導すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内消火栓設備の使用方法 ・ 放水を伴わない取扱い訓練等の実施
通報訓練	<p>① 実技訓練等を通じて、昼夜間における防火管理体制及び基本的な通報要領の確認</p> <p>② 通報内容メモ等の設置について積極的に推奨</p> <p>③ 消防機関へ通報する火災報知設備の使用方法</p>
避難訓練	<p>① 避難訓練の重要性</p> <p>② 避難施設の維持管理の重要性</p> <p>③ 実技訓練等を通じて、昼夜間における防火管理体制、避難誘導の方法や避難経路等の確認</p> <p>④ 救助袋等の避難設備の取扱いについては、消防設備士又は消防設備点検資格者による設備点検時等を活用し、取扱い方法等の確認を行うよう指導する。</p>

(3) 消防訓練を実施しなければならない回数

消防訓練は、消防計画に定められた回数を実施するが、最低限実施しなければならない回数は、以下のとおりである。

	特定防火対象物	非特定防火対象物
消火訓練	年 2 回以上 (規則第 3 条第 10 項)	年 1 回以上 (令第 3 条の 2 第 2 項)
避難訓練		
通報訓練	年 1 回以上 (令第 3 条の 2 第 2 項)	

(4) 非集合型訓練の取扱いについて

事業所の事情により従業員等を集めての実施が困難な場合や、新たな視点の訓練を取り入れたいような場合に実施する、参加者が各自で動画の視聴やリーフレット等の資料の閲覧をすることにより知識の習熟を図る訓練（非集合型訓練）についても、消防訓練を実施したものとして差し支えない。

ただし、参加者が実践的な知識・技術を習得できるように、防火管理者等の建物関係者には可能な限り対面による訓練を推奨すること。

(5) 防災実務研修の活用について

公益財団法人千葉市防災普及公社で実施している「防災実務研修会」については、事業所等において実施される消火訓練及び避難訓練などの実務として有用であると認められることから、当該研修会を受講した場合は、消防法令で定める消火訓練及び避難訓練を各1回実施したものとみなすことができる。

第7 自衛消防組織

1 自衛消防活動

(1) 自衛消防活動の時間的範囲

自衛消防活動は、火災やその他災害が発生したことを知った時点又は警報の発令等の災害等の発生危険が著しく高まった時点から始まり、消防隊が現着するまで行うことが原則である。

ただし、必要に応じて消防隊員等から協力を求められた場合には引き続き活動を継続するものとする。

(2) 自衛消防活動の空間的範囲

自衛消防活動を行う空間的範囲は、防火対象物又はその存する敷地の管理権原者が管理する範囲内とし、当該敷地を超えて行う活動については、次によるものとする。

ア 近隣で火災が発生し延焼を阻止する必要がある場合は、自己の管理する範囲内に設置されている消防用設備等を活用できる範囲とする。

イ 火災等の災害発生時の応援について、他の防火対象物と協定がある場合は、当該協定による範囲とする。

(3) 地域等との協力体制

防火管理者等は、近隣の事業所及び地域の自主防災組織との協力体制の確立を図るため、隣接する事業所間において、次により自衛消防活動における相互協定の締結を推進すること。

ア 協定事項及び具体的活動内容にあっては、協定を結ぼうとする当事者間相互で概ね次の事項について十分協議し定めること。

① 目的	⑧ 訓練に関する事
② 相互応援の方法	⑨ 災害補償に関する事
③ 活動内容（指揮系統）	⑩ 連絡協議会の設置について
④ 情報連絡の方法	⑪ 協議すべき内容
⑤ 活動内容	⑫ 協定書の保管要領
⑥ 資器材等の提供	⑬ 締結する事業所等の名称
⑦ 経費の負担に関する事	⑭ その他必要な事項

イ 応援協定は、文書により明確に定めておくよう指導すること。

2 自衛消防組織を設置しなければならない防火対象物

(1) 法第8条の2の5に係る自衛消防組織を置かなければならない防火対象物(以下「自衛消防組織設置防火対象物」という。)の要件は、法第8条第1項の防火対象物のうち、次に掲げるものである。

ア 別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項から(12)項まで、(13)項イ、(15)項及び(17)項に掲げる防火対象物で、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当するもの

(ア) 地階を除く階数が11以上の防火対象物で、延べ面積が10,000㎡以上のもの

(イ) 地階を除く階数が5以上10以下の防火対象物で、延べ面積が20,000㎡以上のもの

(ウ) 地階を除く階数が4以下の防火対象物で、延べ面積が50,000㎡以上のもの

(エ) 別表第一(16の2)項に掲げる対象物で、延べ面積が1,000㎡以上のもの

対 象 用 途			規 模
劇場等 (1項)	風俗営業店舗等 (2項)	+	①階数が11以上の防火対象物 延べ面積1万㎡以上
飲食店等 (3項)	百貨店等 (4項)		
ホテル等 (5項イ)	病院・社会福祉施設等 (6項)		
学校等 (7項)	図書館・博物館等 (8項)		②階数が5以上10以下の防火対象物 延べ面積2万㎡以上
公衆浴場等 (9項)	車両の停車場等 (10項)		
神社・寺院等 (11項)	工場等 (12項)		③階数が4以下の防火対象物 延べ面積5万㎡以上
駐車場等 (13項イ)	その他の事業場 (15項)		
文化財である建築物 (17項)			
地下街(16項の2)		+	延べ面積1,000㎡以上

→共同住宅等(5項ロ)、格納庫等(13項ロ)、倉庫(14項)は含まれない。

イ 別表第一（16）項に掲げる防火対象物（自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当するもの

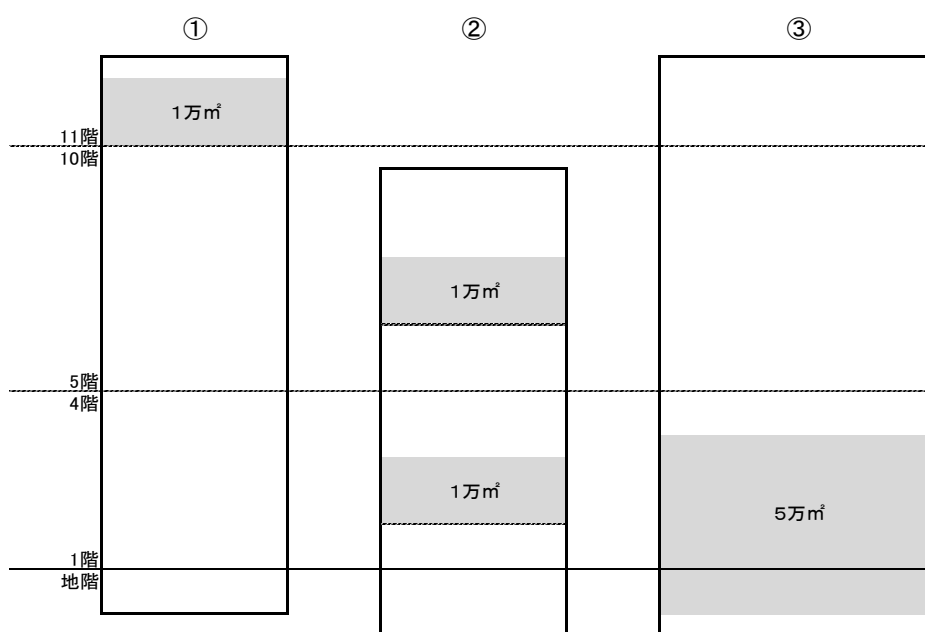
（ア）自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部又は一部が11階以上の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が10,000㎡以上のもの

（イ）自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部が10階以下の階に存し、かつ、当該部分の全部又は一部が5階以上10階以下の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が20,000㎡以上のもの

（ウ）自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部が4階以下に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が50,000㎡以上のもの

複合用途防火対象物(16項)における規模の考え方

対象用途に供する部分が...		防火対象物全体の対象用途に供される部分の床面積の合計が...
①11階以上の階にある防火対象物	➡	1万㎡以上
②5階以上10階以下の階にある防火対象物 (=11階以上にはない)	➡	2万㎡以上
③4階以下の階にある防火対象物 (=5階以上にはない)	➡	5万㎡以上



（エ）別表第一（16の2）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000㎡以上であるもの

(2) 令第2条の規定が適用となる場合

令第2条が適用となった場合は、次により判定する。

ア 一の防火対象物とみなしたものが、令第4条の2の5第1号に掲げる防火対象物である場合は、当該みなした全ての防火対象物の延面積を合算し、また当該部分の存する階のうち最も高い階により判定する。

イ 一の防火対象物とみなしたものが、令第4条の2の4第2号に掲げる防火対象物である場合は、下記(4)による。

(3) 法第36条の建築物その他の工作物は、令第46条の規定により令第4条の2の4の防火対象物となることから、令第4条の2の4の建築物その他の工作物には、法第36条第6項の規定が適用となる。

(4) 令第4条の2の4第2号の防火対象物の判定については、令第4条第1号の自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される全ての床面積を合計し、また、当該部分の存する階のうち最も高い階により判定する。

(5) 令第4条の2の5第1項の規定により、令第4条の2の4第2号に掲げる防火対象物において自衛消防組織を設置しなければならないものは、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の管理権原者に限られるが、当該部分以外の管理権原者に対しても、当該部分の管理権原者と共同して防火対象物全体にわたる自衛消防組織を設置することが望ましい。

(6) 自衛消防組織を置かなければならない者

ア 自衛消防組織を置かなければならない者は、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の管理権原者であること。

イ 管理権原者が複数存するときは、共同して自衛消防組織を置くこと。

(7) 自衛消防組織の構成

自衛消防組織にその業務を分掌する内部組織（以下「本部隊」という）を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、必要な要員を配置するとともに、当該本部隊を統括する統括管理者を置かなければならない。

ア 自衛消防組織の要員の基準

自衛消防組織には、統括管理者及び次のアからエに掲げる業務ごとにそれぞれおおね2人以上の自衛消防要員を置かなければならない。

- (ア) 火災の初期段階における初期消火活動に関する業務
- (イ) 情報の収集及び伝達並びに消防用設備の監視等に関する業務
- (ウ) 在館者が避難する際の誘導に関する業務
- (エ) 救出及び救護に関する業務

イ 統括管理者及び自衛消防組織の要員は自衛消防組織を統括し、都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長若しくは法人であって総務大臣の登録を受けたものが行う自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者を充て、統括管理者にあっては必要な学識経験を有すると認められる者（統括管理者として必要な学識経験を有すると認められる者は、市町村の消防職員で1年以上管理的又は監督的な職にあった者及び市町村の消防団員で3年以上管理的又は監督的な職にあった者）をもって充てることができる。

第8 防災規制

1 防災防火対象物

- (1) 法第8条の3、令第4条の3で防災規制を受ける防火対象物には、次の部分等も含むものとする。
- ア 防災防火対象物の屋上部分及び防災防火対象物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分
 - イ 高層建築物で、その一部が令第8条に規定する耐火構造の壁及び床で区画された防災防火対象物の用途以外の部分
 - ウ 工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等（規則第4条の3第1項第3号に規定する貯蔵槽に該当するもの。）
- (2) 条例第24条の規定により、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(12)項ロ、(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物の階段に使用する敷物の類は、防災性能を有しなければならないものとされている。
- (3) 次に掲げる防火対象物の部分については、防災規制を受けないものとする。
- ア 店舗併用住宅で、経営者の住宅部分を店員等が金銭の出し入れ、販売する物品の保管等には使用しない等、店舗の用途に供せず、明らかに住宅部分と店舗部分とが用途上、構造上区分されているものの住宅部分
 - イ 高層建築物のうち、昭和50年5月1日付け消防安第49号「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」及び昭和61年12月5日付け消防予第170号「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」に適合する共同住宅等の住戸部分（じゅうたん等に限る。）

2 防災対象物品

(1) 法第8条の3第1項、令第4条の3第3項の防災対象物品には次のものが含まれるものであること。

- ア 仕切りに用いられる布製のアコーデオンドア、衝立て
- イ 室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの
- ウ 布製ののれん、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈がおおむね1m以上のもの
- エ 映写用スクリーン（劇場、映画館等で使用されるもの）
- オ 展示場で用いられる合板で、台、バックスクリーン、仕切用等に使用されるもの
- カ 店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板
- キ 屋外の観覧席、通路等の部分に敷かれているじゅうたん等
- ク 人口芝（屋根のないグラウンドに敷かれたものを除く。）
- ケ 試着室に使用される目隠布
- コ 昇降機（エレベーター）の床・壁の内面保護等のための敷物等（2㎡を超えるもの）

(2) 次の床敷物等は、防災対象物品に含まれないものであること。

- ア 大きさが2㎡以下のじゅうたん等
- イ 共同住宅の住戸部分に使用されるじゅうたん等
- ウ 接着剤等で床に貼られ、床と一体となっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル
- エ 畳
- オ じゅうたん等の下敷きにクッション材として使用されているアンダートレイ、アンダークッション、アンダーフェルト等
- カ 屋外の観覧席のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等
- キ プラスチック製ブラインド、木製ブラインド
- ク 外壁に沿って垂れ下がっている広告幕

(3) 建基令第1条第6号に規定する難燃材料は防災性能を有している防災物品として取り扱うものであること。

3 防災表示

(1) 防災表示

ア 様式

法第8条の3第2項に定める表示は、規則第4条の4第1項第2号の様式による防災ラベルが付されるものであること。

イ 表示の方法

規則第4条の4第1項第3号に定める縫付、ちょう付、下げ札等の表示方法は、次の表示方法によるものとする。

防災物品の種類		表示方法			
		縫付	ちょう付	下げ札	その他
カーテン、暗幕、その他これらに類する幕	耐洗たく性能を有するもの	○			
	耐洗たく性能を有しないもの		○		
じゅうたん等		○	○		○
布製ブラインド及びその材料		○	○		○
合板			○		○
どん帳その他これらに類する幕		○	○		
工事用シート及びその材料		○			○
防災対象物品（合板、工事用シート及び布製ブラインドをのぞく。）の材料			○	○	

※ 表中「その他」には、スタンプ、印刷、刻印、打ち付け、溶着等があること。

※ 施工されたじゅうたん等（床に固定されたもの）にあっては、防災ラベルをメタル等で、次により表面に打ち付けるものであること。

(ア) 室内に固定又は敷きつめられたじゅうたん等に防災ラベルを付する場合にあっては、各室ごとに次により主要な出入口部分に防災ラベルを打ち付けるものであること。

a 主要な出入口部分に打ち付けるメタルの位置は、とびら等の蝶番側であること。なお、両開き扉、引戸、シャッター等の場合は、廊下側から見て右方の位置とすること。

b 1室に2種類以上のじゅうたん等が敷きつめられた場合の表示位置は、じゅうたん等の種類ごととし、主要な出入口側に近い位置とすること。

c ホール、玄関等の表示位置は、原則として建物の主要な出入口側からみて右方の位置とすること。

(イ) 廊下に固定し又は敷きつめられたじゅうたん等に防災ラベルを付す場合にあっては、次によること。

α じゅうたん等が連続している範囲に1個以上の防災ラベルを打ち付けるものであること。したがって、廊下に固定し、又は敷かれたじゅうたん等が、防火区画等によって分離されている場合にあっては、各部分ごとに防災ラベルを打ち付けるものであること。

β 防災ラベルを打ち付ける位置は、防火対象物の各階共通して、同方向の端部とすること。

(ウ) 階段に固定し又は敷かれたじゅうたん等に防災ラベルを付す場合にあっては、各階ごと（各階の階段踊場の位置）に1個以上の防災ラベルを打ち付けるものであること（各階連続したものについても同じ。）。

(2) 指定表示

法第8条の3第3項、規則第4条の4第8項に基づき消防庁長官が指定した表示の表示方法は次によること。

日本産業規格 L4404、L4405 及び L4406 に基づく難燃表示は、防災対象物品の材料に使用されるものに限定されているものであって、防災防火対象物で使用される防災対象物品については法第8条の3第2項に基づく防災表示が付されていなければならない。

(3) 関係者の行う明示

規則第4条の4第9項に定める関係者が行う「防災処理品」又は「防災作製品」の明示（以下「関係者明示」という。）の方法等は次によること。

ア カーテン等を関係者自ら作製する場合は、防災性能を有する旨の表示(3.

(1) 防災表示（原反下げ札等）が付されているもの又は下記4（1）、（2）及び（3）により防災処理したものを使用すること。

イ 防災防火対象物の関係者自ら防災処理を行う場合は、平成12年12月11日付け消防庁告示第9号に定める防災処理を行うための設備器具を有するものであること。

ウ 関係者明示事項の大きさは、縦25mm、横50mm以上とし、明示方法は上記3（1）イの方法など適宜の方法によること。

エ 明示事項の記入文字は、簡単に変色又は消失しないものであること。

(4) 防災表示者登録制度

- ア 防災表示者として登録された者は、防災表示を付することができる。
- イ 消防庁長官が登録をしようとするときは、当該登録申請者の住所地を管轄する消防長にその旨を通知するものとする。この場合において、当該消防長は、当該登録について意見を述べるすることができる。

(5) 規則第4条の5に定める登録確認機関

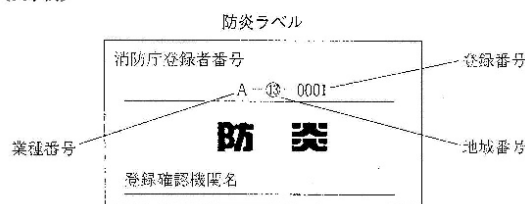
- ア 登録表示者は防災対象物品又はその材料が防災性能を有することについて、消防庁長官の登録を受けた法人（以下「登録確認機関」という。）により確認を受け防災表示を付することができる。
- イ 防災表示者の登録申請をする者は、登録確認機関の確認を受けることとしている場合、申請書類のうち消防庁長官が定めるものに代えて、登録確認機関の確認を受ける申込みを登録確認機関にしたことを証する書類を提出することができる。

(6) 防災表示者登録番号

規則第4条の4第1項第1号に規定する消防庁長官への登録をした者に対する登録者番号及び記号は、次表の業種別欄にかかげる業種に従い、同右欄によるものであること（表示例参照）。

業 種 別	登録者番号 (業種番号) - (地区番号) - (登録番号)
製造業者（生地、その他材料を製造する者）	A - ⑬ - 0001
製造業者又は防災処理業者（合板の製造業者又は防災処理業者）	B - ⑬ - 0001
防災処理業者（防災物品又はその他の材料に防災性能を与えるための処理をする者）	C - ⑬ - 0001
防災処理業者（吹付により防災性能を与える者）	D - ⑬ - 0001
裁断・施工・縫製業者（生地その他の材料からカーテン等を縫製する者、じゅうたん等を施工する者、裁断し切り売りする者）	E - ⑬ - 0001
輸入販売業者（防災対象物品又はその材料を輸入し、その防災性能を確認して防災物品として販売する者）	F - ⑬ - 0001

〔表示例〕



※ 地区番号は北海道（1）から沖縄（47）まで都道府県ごとに区分されている。

4 防災処理

(1) カーテン等の防災処理

防災処理業者又は関係者等の行う防災処理は、次によること。

ア 防災処理薬剤は、防災薬剤の防災性能試験に合格したものを使用すること。

イ 防災処理を施す場合は、適正な防災性能が得られるよう事前に繊維の識別を慎重に行うこと。

ウ 次の組成繊維は、通常の浸漬法では防災薬剤が十分付着しないことが多いので、防災処理の対象から除外するものであること。ただし、次の（ア）から（ウ）までの組成繊維の混用率の合計が 20%以下である場合（（エ）を含むものを除く。）及びポリエステル系合成繊維 100%で組成されている場合（顔料プリント品を除く。）については、この限りではない。

（ア）アクリル（ポリアクリルニトリル系合成繊維のうち一般にアクリル系と称されるものを除くもので、アクリルニトリルの重量割合が 50%以上のもの）

（イ）アセテート繊維

（ウ）ポリエステル系合成繊維

（エ）ポロプロピレン系合成繊維

(2) じゅうたん等の後施工による防災処理

スプレー等により防災薬剤を吹き付ける方法は、じゅうたん等の表面に薬剤が付着しているにすぎないため、後処理加工は認められない。

(3) 吹付けによる防災処理

どん帳、幕類等でおおむね 20 m²以上のものは、防災薬剤を吹き付けることにより防災加工できるものであること。

(4) 防災再加工処理の指導

吹付法、浸漬法（ただし、原反加工、樹脂加工されるものは除く。）により処理されたものにあつては、使用後おおむね 2 年後に再処理するよう指導するものであること。

5 舞台幕

舞台幕の照明器具への落下、巻き込み及び照明器具の固定不良等により、舞台幕と照明器具が接触又は接近して、舞台幕の火災が発生している。

また、防災性能は小火源着火防止、延焼拡大抑制に着目したものであることから、強力な照射熱源によっては、防災加工された舞台幕であっても着火することがありうる。

については、舞台幕、照明器具等を火災予防上適性に管理する必要がある、千葉市火災予防条例第 15 条（舞台装置等の電気設備）によるほか、次の事項に留意すること。

- (1) 照明器具の設置時に舞台幕と照明器具の離隔距離を十分に確保すること。特に、舞台幕が束になっている場所においては蓄熱がおこりやすいので注意すること。
- (2) 持ち込の舞台幕及び照明器具は、接近、接触及び巻き込み等を防止するため、設置位置及び取付け方法等に注意すること。
- (3) 舞台幕の昇降、開閉動作時には、照明器具に接触しないように十分注意すること。
- (4) 照明器具が衝撃等によって向きが変わり、舞台幕に接触等しないよう十分注意すること。
- (5) 持込み幕の防災性能の確認を行うこと。

防火管理業務の委託に関する契約書（作成例）

（
（
の間で、防火管理者の業務の委託について、下記のとおり契約を締結する。

記

（防火管理者の業務の委託）
第1条 甲は、次の防火対象物の事業所（以下「本件事業所」という。）において消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に基づき甲が行うべき防火管理者の業務を、乙に委託する。

所
名
在
称

（防火管理者の指定）
第2条 甲乙は協議のうえ、防火管理上必要な事項に関する十分な知識を有している乙の従業員のうちから本件事業所の防火管理者となるべき者を指定するものとする。なお、防火管理者となるべき者を変更する場合も同様とする。

（防火管理者の選任）
第3条 甲は、前条により指定した従業員を本件事業所の防火管理者に選任し、本件事業所の防火管理業務を行わせる。

（防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限の付与）
第4条 甲は、乙及び防火管理者となる乙の従業員に対して、消防法施行規則（昭和36年自治省第6号。以下、「規則」という。）第2条の2第2項第1号に規定する「防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限を付与する。

- (1) 消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- (2) 避難施設等に置かれた物を除去する権限
- (3) 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理のために必要な訓練の実施に関する権限
- (4) 消防用設備等の点検・整備の実施に関する権限
- (5) 不適切な工事に対する中断、器具の使用停止及び危険物の持込みの制限に関する権限
- (6) 収容人員の適正な管理に関する権限
- (7) 防火管理の業務に従事する者に対する指示、監督に関する権限
- (8) その他、防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

（防火管理上必要な業務の内容）
第5条 防火管理者となる乙の従業員が行う本件事業所における防火管理上必要な業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (2) 避難施設等の管理に関すること。
- (3) 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理のために必要な訓練の実施に関すること。
- (4) 消防用設備等の点検・整備の監督に関すること。
- (5) 火気の使用等危険な行為の監督に関すること。
- (6) 収容人員の適正な管理に関すること。
- (7) 防火管理の業務に従事する者に対する指示及び監督に関すること。
- (8) その他、防火管理者として行うべき業務に関すること。

2 甲は、防火管理者となる乙の従業員に対して、規則第2条の2第2項第2号に規定する「防火管理上必要な業務の内容を明らかにした文書」として、本契約書の写しを交付するものとする。

3 甲は、防火管理者となる乙の従業員に対して、規則第2条の2第2項第3号に規定する本件事業所の「位置、構造及び設備の状況その他防火管理上必要な事項」について説明するものとする。

- なお、防火管理上必要な事項は、次のとおりとする。
- (1) 防火管理体制、自衛消防組織の編成等従事者の配置等に関すること。
 - (2) 従業員等に対する防火上必要な教育の実施体制に関すること。
 - (3) 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理のために必要な訓練の実施状況に関すること。
 - (4) その他防火管理上必要な事項

（疑義の決定等）
第6条 この契約の解釈について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本契約書の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

防火管理業務及び防災管理業務の委託に関する契約書（作成例）

（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）と
の間で防火対象物の事業所及び建築物その他の工作物の事業所（以下「本件事業所」という。）における防火
管理者及び防災管理者の業務の委託について、下記のとおり契約を締結する。
記

（防火管理者及び防災管理者の業務の委託）

第1条 甲は、次の本件事業所において、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に基づき甲が行
うべき防火管理者及び同第36条第1項において準用する同第8条第1項に基づき甲が行うべき防災管理
者の業務を、乙に委託する。

所在
名称

（防火管理者及び防災管理者の指定）

第2条 甲乙は協議のうえ、防火管理上及び防災管理上必要な事項に関する十分な知識を有している乙の従
業員のうちから本件事業所の防火管理者及び防災管理者となるべき者を指定するものとする。なお、防火
管理者及び防災管理者となるべき者を変更する場合も同様とする。

（防火管理者及び防災管理者の選任）

第3条 甲は、前条により指定した従業員を本件事業所の防火管理者及び防災管理者に選任し、本件事業所
の防火管理業務及び防災管理業務を行わせる。

（防火管理上及び防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限の付与）

第4条 甲は、乙並びに防火管理者及び防災管理者となる乙の従業員に対して、消防法施行規則（昭和36年
自治省第6号。以下、「規則」という。）第2条の2第2項第1号に規定する「防火管理上必要な業務を適
切に遂行するために必要な権限」及び同第51条の6第2項において準用する同条第2条の2第2項第1
号に規定する「防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限を付与する。

- (1) 消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- (2) 避難施設等に置かれた物を除去する権限
- (3) 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理のために必要な訓練の実施に関する権限
- (4) 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関する権限
- (5) 消防用設備等の点検・整備の実施に関する権限
- (6) 不適切な工事に対する中断、器具の使用停止及び危険物の持込みの制限に関する権限
- (7) 収容人員の適正な管理に関する権限
- (8) 防火管理及び防災管理の業務に従事する者に対する指示、監督に関する権限
- (9) その他、防火管理者及び防災管理者の責務を遂行するために必要な権限

（防火管理上及び防災管理上必要な業務の内容）

第5条 防火管理者及び防災管理者となる乙の従業員が行う本件事業所における防火管理上及び防災管理上
必要な業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (2) 避難施設等の管理に関すること。
- (3) 消火、通報、避難の訓練及びその他防火管理のために必要な訓練の実施に関すること。
- (4) 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関すること。
- (5) 消防用設備等の点検・整備の監督に関すること。
- (6) 火気の使用等危険な行為の監督に関すること。
- (7) 収容人員の適正な管理に関すること。
- (8) 防火管理及び防災管理の業務に従事する者に対する指示及び監督に関すること。
- (9) その他、防火管理者及び防災管理者として行うべき業務に関すること。

2 甲は、防火管理者及び防災管理者となる乙の従業員に対して、規則第2条の2第2項第2号に規定する
「防火管理上必要な業務の内容を明らかにした文書」及び同第51条の6第2項において準用する同第2
条の2第2項第2号に規定する「防災管理上必要な業務の内容を明らかにした文書」として、本契約書の
写しを交付するものとする。

3 甲は、防火管理者及び防災管理者となる乙の従業員に対して、規則第2条の2第2項第3号に規定する
本件事業所の「位置、構造及び設備の状況その他防火管理上必要な事項」及び同第51条の6第2項にお
いて準用する同第2条の2第2項第3号に規定する「位置、構造及び設備の状況その他防災管理上必要な
事項」について説明するものとする。

なお、防火管理上及び防災管理上必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 防火管理体制及び防災管理体制並びに自衛消防組織の編成等従事者の配置等に関すること。
- (2) 従業員等に対する防火上及び防災上必要な教育の実施体制に関すること。
- (3) 消火、通報及び避難の訓練及びその他防火管理のために必要な訓練の実施状況に関すること。
- (4) 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施状況に関すること。
- (5) その他防火管理上及び防災管理上必要な事項

（疑義の決定等）

第6条 この契約の解釈について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の
うえ定めるものとする。

本契約書の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

新築工事中の建築物等に係る消防計画の作成要領

規則	項目	作成要領
第2号イ	消火器等の点検及び整備に関する事	<p>○消火器等の配置場所について、工事作業員への周知方法を明確にする。</p> <p>【明確にする事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火器等の配置図を作業員に配布すること、工事現場の数カ所の目のつきやすい箇所に消火器等の配置図を掲示すること等 ・消火器等の数、配置を変更する場合は、その都度周知すること <p>○配置した消火等の定期点検を明確にする。</p> <p>【明確にする事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に巡回をし、消火器等が容易に使用できる状態となっているかどうかを確認すること
第2号ロ	避難経路の維持管理及びその案内に関する事	<p>○避難経路について、工事作業員への周知方法を明確にする。</p> <p>【明確にする事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難経路図を作業員に配布すること、工事現場の数カ所の目のつきやすい箇所に避難経路図を掲示すること等 ・避難経路を変更する場合は、その都度周知すること <p>○避難経路の管理方法を明確にする。</p> <p>【明確にする事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に巡回をし、避難経路が安全に利用できる状態となっているかどうかを確認すること
第2号ハ	火気の使用又は取扱いの監督に関する事	<p>○溶接器具、バーナー等火気設備を使用する際の安全対策を明確にする。</p> <p>【明確にする事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象火気設備（溶接機、ガス溶断機、高速カッター等） ・安全対策（使用前の防火管理者への届出、火花が飛散する範囲内の可燃物の除去、近くに消火器を配置、危険物周辺での使用の禁止等） <p>○喫煙に関する管理方法を明確にする。</p> <p>【明確にする事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理方法（喫煙場所の制限、水を入れた吸い殻入れの準備、定期的な巡回等）
第2号ニ	工事中に使用する危険物等の管理に関する事	<p>○危険物等を使用する際の安全対策を明確にする。</p> <p>【明確にする事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象危険物等（消防法の危険物、火薬、ガス等） ・安全対策（必要以上に保管しない、使用前の防火管理者への届出、使用時の付近の火気等の有無の確認、近くに消火器を配置、十分な換気の実施等） <p>○危険物等の一時保管場所を設ける際には、当該場所の管理方法を明確にする。</p> <p>【明確にする事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理方法（保管場所での掲示板の設置、消火器等の設置、責任者の明示、保管量の制限等）
第2号ホ（第1号イ）	自衛消防の組織に関する事	<p>○自衛消防組織を明確にする。</p> <p>【明確にする事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隊長及び工事エリアごとの担当者 ・任務内容 <p>○自衛消防組織に関する事項について、工事作業員への周知方法を明確にする。</p> <p>【明確にする事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織編成表の周知方法（掲示、関係者への配布等）

規則	項目	作成要領
第2号ホ (第1号ト)	防火上必要な教育に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ○防災教育の実施時期、対象者及び教育内容を明確にする。 【明確にする事項】 ・実施時期（現場に初めて入る前、作業開始前等） ・対象者（作業員全員等） ・内容（消防計画の内容、遵守事項、火災発生時の対応確認等） ○防災教育の実施した日時及びその内容を記録し保存することを明確にする。 【明確にする事項】 ・記録の方法（日誌等の作成）
第2号ホ (第1号チ)	消火、通報及び避難の訓練の実施に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ○訓練の実施時期、参加者及び訓練内容を明確にする。 【明確にする事項】 ・実施時期（定期的に、又は、必要な時期に：多くの作業員が従事する前等） ・参加者（作業員全員、自衛消防隊員、工事の監督者等） ・内容（消火訓練、避難訓練、通報訓練等） ○訓練の実施した日時及びその内容を記録し保存することを明確にする。 【明確にする事項】 ・記録の方法（日誌等の作成） ・記録者
第2号ホ (第1号リ)	火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛消防隊が消火活動、通報連絡及び避難誘導を行う際の具体的内容を明確にする。 【明確にする事項】 ・消火活動（初期消火の方法） ・通報方法（防火管理者、消防本部への連絡） ・避難誘導（作業員への避難の指示、誘導） ○付近の作業員が消火活動、通報連絡を行う際の具体的内容を明確にする。 【明確にする事項】 ・前提として自衛消防隊が駆けつける前の対応（基本的には自衛消防隊への連絡、避難を優先） ・消火活動（付近の消火器具等を利用した初期消火） ・通報連絡（防火管理者、自衛消防隊等への火災の連絡）
第2号ホ (第1号ヌ)	防火管理について消防機関との連絡に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ○防火管理について、消防機関への届出事項、連絡事項を明確にする。 【明確にする事項】 ・消防計画の内容を変更する際の届出 ・火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出
第2号へ	その他防火対象物における防火管理に關し必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ○その他工事中の防火管理に際し必要な事項がある場合には、当該事項及びその内容を明確にする。 【明確にする事項（例）】 ・可燃ゴミ等の管理について、可燃ゴミ等は、放置せず、できるだけ速やかに片付けること ・可燃ゴミ等を大量に置く場所には、付近に消火器等を配置すること

新築工事中の防火管理義務対象物概要表

対象物の名称	
所在地	
建物用途	(項)
敷地面積	m ²
建築面積	m ²
延床面積	m ²
階数	地上 階 地下 階
設計者氏名	
設計者住所	電話
施工業者氏名	
施工行業者住所	電話
工事着工予定日	年 月 日頃
※ 1	年 月 日頃
※ 2	年 月 日頃
※ 3	年 月 日頃
その他	

- ※ 1 外壁及び床又は屋根で囲まれた部分が 11 階以上であり、かつ、当該部分の延べ面積の合計が 10,000 m²以上となる予定時期
- ※ 2 外壁及び床又は屋根で囲まれた部分の延べ床面積が 50,000 m²以上となる予定時期
- ※ 3 地階の外壁及び床で囲まれた部分の床面積の合計が 5,000 m²以上となる予定時期

統括防火管理者に付与する権限等（作成例）

（防火対象物の名称を記入） の「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に行うために必要な権限及び知識を有する者」として選任する統括防火管理者（氏名を記入） に付与する権限等については、下記のとおりです。

記

1 必要な権限の付与（消防法施行規則第3条の3第1項第1号）

管理権原者から統括防火管理者に「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限が付与されている。

- （1）防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- （2）防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限
- （3）防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限
- （4）その他統括防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

2 防火管理上必要な業務（消防法施行規則第3条の3第1項第2号）

管理権原者から、「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務」について、次の内容について説明を受けている。

- （1）防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- （2）防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- （3）防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
- （4）その他統括防火管理者として行うべき業務に関すること。

3 防火管理上必要な事項（消防法施行規則第3条の3第1項第3号）

管理権原者から、「防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項」について、次の事項について説明を受けている。

- （1）防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施状況に関すること。
- （2）火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- （3）火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。
- （4）その他防火対象物全体についての防火管理上必要な事項

【根拠条文】

統括防火管理者の資格…消防法施行令（昭和36年政令第37号）第4条

統括防火管理者の要件…消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条の3

統括防火に係る協議事項（作成例）

消防法第8条の2第1項の規定に基づき、防火対象物の統括防火管理者の選任に係る協議について、下記のとおり定める。

記

1 防火対象物等

防火対象物名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ビル
所在地	千葉市〇〇区〇〇町〇〇〇〇
管理権原者等 (組織の構成員)	別表「組織構成員一覧表」のとおり
代表者 (会長)	株式会社〇〇〇〇〇 代表取締役社長〇〇〇〇〇〇

2 協議内容

(1) 組織の設置

- ア 防火対象物等の管理権原者及び統括防火管理者を構成員として組織を設置する。
- イ 本組織には、会長、副会長を設ける。
- ウ 会長は、本組織を代表し、会務を統括する。
- エ 副会長は、会長を補佐し会長が不在の場合は、その職務を代行する。
- オ 本組織の事務局は、株式会社〇〇〇〇〇に置くものとする。

(2) 統括防火管理者の選任（解任）及び届出

- ア 統括防火管理者は、本組織において協議し、選任する。
- イ 統括防火管理者の選任又は解任の届出については、本組織の会長名をもって管轄の消防署長に届け出る。

(3) 組織の運営

本組織は、統括防火管理業務に関し、次の事項について協議し決定する。

- ア 統括防火管理者に付与する建物全体についての防火管理上の権限に関すること。
- イ 建物全体についての消防計画及び、建物全体についての防火管理上必要な事項に関すること。
- ウ 建物全体についての消防計画に基づく訓練の実施に関すること。
- エ 避難上必要な施設の管理に関すること。

(4) その他

本協議の規定により難しい場合又は疑義が生じた場合には、本組織にて協議のうえ、これを定めるものとする。

本組織は、 年 月 日から運用する。

別表

組織構成員一覧表

役職名	事業所名	職・氏名	建物所有者との関係	電話番号等		
会長	(株)〇〇〇	代表取締役 社長〇〇	所有者	000-000-0000		
副会長	××××(株)	専務取締役	賃貸借契約	000-000-0000		
統括防火 管理者	(株)〇〇〇	取締役社長 〇〇〇〇	所有者会社	000-000-0000		
構 成 員						
番号	管理権原者及び防火管理者					
	事業所名	管理権原者 職・氏名	防火管理者 職・氏名	建物所有者 との関係	電話番号等	全体についての 消防計画確認日
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						

※ 本組織の代表者（会長）から届け出るものであることから、本表の添付により、構成員の同意があったものとみなす。

統括防火及び統括防災に係る協議事項（作成例）

消防法第8条の2第1項の規定及び第36条第1項において準用する第8条の2第1項の規定に基づき、防火対象物の統括防火管理者及び統括防災管理者の選任に係る協議について、下記のとおり定める。

記

1 防火対象物等

防火対象物名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ビル
所在地	千葉市〇〇区〇〇町〇〇〇〇
管理権原者等 （組織の構成員）	別表「組織構成員一覧表」のとおり
代表者 （会長）	株式会社〇〇〇〇〇 代表取締役社長〇〇〇〇〇〇

2 協議内容

(1) 組織の設置

- ア 防火対象物等の管理権原者、統括防火管理者及び統括防災管理者を構成員として組織を設置する。
- イ 本組織には、会長、副会長を設ける。
- ウ 会長は、本組織を代表し、会務を統括する。
- エ 副会長は、会長を補佐し会長が不在の場合は、その職務を代行する。
- オ 本組織の事務局は、株式会社〇〇〇〇〇に置くものとする。

(2) 統括防火管理者及び統括防災管理者の選任（解任）及び届出

- ア 統括防火管理者及び統括防災管理者は、本組織において協議し、選任する。
- イ 統括防火管理者及び統括防災管理者の選任又は解任の届出については、本組織の会長名をもって管轄の消防署長に届け出る。

(3) 組織の運営

- 本組織は、統括防火管理業務及び統括防災管理業務に関し、次の事項について協議し決定する。
- ア 統括防火管理者及び統括防災管理者に付与する建物全体についての防火管理上の権限に関する事。
 - イ 建物全体についての消防計画及び、建物全体についての防火管理及び防災管理上必要な事項に関する事。
 - ウ 建物全体についての消防計画に基づく訓練の実施に関する事。
 - エ 避難上必要な施設の管理に関する事。

(4) その他

本協議の規定により難しい場合又は疑義が生じた場合には、本組織にて協議のうえ、これを定めるものとする。

本組織は、 年 月 日から運用する。

別表

組織構成員一覧表

役職名	事業所名	職・氏名	建物所有者との関係	電話番号等		
会長	(株)〇〇〇	代表取締役社長〇〇	所有者	000-000-0000		
副会長	××××(株)	専務取締役	賃貸借契約	000-000-0000		
統括防火管理者	(株)〇〇〇	取締役社長 〇〇〇〇	所有者会社	000-000-0000		
構 成 員						
番号	管理権原者、防火管理者等					
	事業所名	管理権原者 職・氏名	防火管理者等 職・氏名	建物所有者 との関係	電話番号等	全体についての 消防計画確認日
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						

※ 本組織の代表者（会長）から届け出るものであることから、本表の添付により、構成員の同意があったものとみなす。

管理権原者連名書（作成例）

別添「統括防火・防災管理者選任（解任）届出書」のとおり、統括防火・防災管理者として、_____を選任（_____を解任）したので届け出ます。

対象物の名称	〇〇〇〇〇〇ビル
対象物の所在地	千葉市〇〇区〇〇町〇〇〇

番号	事業所（テナント名）	管理権原者の住所・氏名
	全体についての 消防計画確認日	
1		住 所：千葉市〇〇区〇〇町〇〇 会社名等：〇〇〇〇株式会社 役 職：代表取締役 氏 名：▽▽ ▽▽ (印)
	年 月 日	
2		住 所：千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇 会社名等：株式会社 ×××× 役 職：代表取締役 氏 名：×× ×× (印)
3		住 所： 会社名等： 役 職： 氏 名： (印)
4		住 所： 会社名等： 役 職： 氏 名： (印)
5		住 所： 会社名等： 役 職： 氏 名： (印)
6		住 所： 会社名等： 役 職： 氏 名： (印)
7		住 所： 会社名等： 役 職： 氏 名： (印)

番号	事業所（テナント名）	管理権原者の住所・氏名
	全体についての 消防計画確認日	
8		住 所： 会社名等：
		役 職： 氏 名： ⑩
9		住 所： 会社名等：
		役 職： 氏 名： ⑩
10		住 所： 会社名等：
		役 職： 氏 名： ⑩
11		住 所： 会社名等：
		役 職： 氏 名： ⑩
12		住 所： 会社名等：
		役 職： 氏 名： ⑩
13		住 所： 会社名等：
		役 職： 氏 名： ⑩
14		住 所： 会社名等：
		役 職： 氏 名： ⑩
15		住 所： 会社名等：
		役 職： 氏 名： ⑩